

第四十八回国会
衆議院

内閣委員会議録第三十九号

昭和四十年四月二十八日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 天野 公義君

理事 岩動 道行君

理事 龜岡 高夫君

理事 塚田 徹君

理事 網島 正興君

理事 野呂 恭一君

理事 稻村 隆一君

理事 大原 亨君

理事 橋崎弥之助君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

建設 大臣 小山 長規君

出席政府委員

總理府事務官 松永 勇君

官房審議室長 白井 莊一君

總理府事務官 町田 充君

近畿國整備本部次長 梅本 純正君

厚生事務官 若松 栄一君

厚生事務官 尾崎 嘉篤君

厚生事務官 山本 正淑君

厚生事務官 佐藤 肇君

運輸局長 村上 茂利君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

労働事務官 有馬 元治君

建設政務次官 白濱 仁吉君

建設事務官 鶴海良一郎君

建設事務官 多治見高雄君

建設事務官 志村 清一君

建設事務官 鮎川 幸雄君

建設事務官 上田 稔君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設事務官 尾之内由紀夫君

建設事務官 尚 明君

建設事務官 茨木 純一君

建設省は、最近訓令十六号というものを乱用して、いろいろの意味において組合運動を弾圧したり、あるいは組合役員個人に対していろいろの圧力を加えている事実があるのであります。それは新潟国道事務所の問題であります。所長は片山重夫という人であります。三月に、組合の役員である前田という人と天城という人が結婚したのであります。それで、今度設置法が通れば四月になってから、配転があるというので、三軒残っているのに官舎に入れないわけですね。結婚した者は、五組のうち四組は官舎に入っている。しかるに前田、天城が組合の役員だから入れないという事実がある。こういう点本省は知っておりますか。

○新潟政府委員 新潟におきましては御指摘の事例につきましても、本省では聞いておりませんが、事務の地建委議のための職員を入れるべき宿舎を準備しておることは事実であります。

○稲村(隆)委員 組合役員だからといって入れないというのですか。そういう事実は知りません。

○新潟政府委員 組合の役員であるから入れないというふうな方針はとっておりませんし、そういう事実は聞いておりません。

○稲村(隆)委員 そういうことを言っておりますから、よく調べてください。そういうことは事実でありそうなんです。私は、新潟の地建の組合運動の非常な抑圧の事実を知っております。古いことはたくさん材料があるけれども、きょうは時間が

ないから言わぬことにします。これは最近の新しい事実ですから、よく調査して、もしそういうことがあれば、ないようにしていただきたいと思ひます。

○新潟政府委員 ただいま御指摘の事例につきましては、よく調査いたしまして、組合役員であるから入れないというふうなことがもしありましたら、是正したいと思ひます。

○稲村(隆)委員 これは新潟工事事務所の問題であります。健康保険制度の問題で、医療協会の人が来て、職員が職場で集会をやった。ところが、これは誤解か何かをして、訓令十六号によって集会を許可しない、部屋も貸さない、こういう事実が最近あるのですが、こういうことは、私は不当だと思ひます。そういう事実は知りませんか。

○新潟政府委員 訓令十六号は、御承知のように、建設省が管理いたしております庁舎の取り締まり上つくっておる訓令でございます。それによりまして、公務外の目的で庁舎を使用いたした場合は、庁舎の管理をいたしております者の許可を要する、こういう規定になっております。その場合におきましても、庁舎の利用につきまして秩序の維持あるいは災害の防止に支障のない限り、部屋があいておりましたら貸すたてまえをとっております。ただし、ただいまの御指摘の事例につきましては私はまだ承知いたしておりません。

○稲村(隆)委員 休みのとき、しかも部屋があいておる、それで健康保険制度の問題でみなが聞こうというのに、それを何かほかの問題と誤解をするというのか、曲解をして、そういう集会を許さぬなんて、そんなことは、もし事実とすれば、私は実にけしからぬと思ひます。そういう点、十分御調査になって、もし事実があるとすれば、そ

じやないか、こういうふうにご考へておる。現に私何度か経験しているのです。きょう実は私いろいろ材料をもってお尋ねしたいのですが、これから災害対策委員会が質問をしなければならぬので、簡単に最近の事実に対して二点だけお尋ねしたいと思っております。

建設省は、最近訓令十六号というものを乱用して、いろいろの意味において組合運動を弾圧したり、あるいは組合役員個人に対していろいろの圧力を加えている事実があるのであります。それは新潟国道事務所の問題であります。所長は片山重夫という人であります。三月に、組合の役員である前田という人と天城という人が結婚したのであります。それで、今度設置法が通れば四月になってから、配転があるというので、三軒残っているのに官舎に入れないわけですね。結婚した者は、五組のうち四組は官舎に入っている。しかるに前田、天城が組合の役員だから入れないという事実がある。こういう点本省は知っておりますか。

○新潟政府委員 新潟におきましては御指摘の事例につきましても、本省では聞いておりませんが、事務の地建委議のための職員を入れるべき宿舎を準備しておることは事実であります。

○稲村(隆)委員 組合役員だからといって入れないというのですか。そういう事実は知りません。

○新潟政府委員 組合の役員であるから入れないというふうな方針はとっておりませんし、そういう事実は聞いておりません。

○稲村(隆)委員 そういうことを言っておりますから、よく調べてください。そういうことは事実でありそうなんです。私は、新潟の地建の組合運動の非常な抑圧の事実を知っております。古いことはたくさん材料があるけれども、きょうは時間が

ないから言わぬことにします。これは最近の新しい事実ですから、よく調査して、もしそういうことがあれば、ないようにしていただきたいと思ひます。

○新潟政府委員 ただいま御指摘の事例につきましては、よく調査いたしまして、組合役員であるから入れないというふうなことがもしありましたら、是正したいと思ひます。

○稲村(隆)委員 これは新潟工事事務所の問題であります。健康保険制度の問題で、医療協会の人が来て、職員が職場で集会をやった。ところが、これは誤解か何かをして、訓令十六号によって集会を許可しない、部屋も貸さない、こういう事実が最近あるのですが、こういうことは、私は不当だと思ひます。そういう事実は知りませんか。

などところまで詰めておかなければならないかと思うのでありますが、現職の公務員は、そういうような疑いを持たれるようなものに加盟すべきでないという、そこまで指導はできませんか。お伺いをいたします。

○鶴海政府委員　ただいま御指摘の問題につきましては、なお十分内容を調査しました上で、しかるべき指導をいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員　しかるべき指導というのは、どういふのですか。やはり明確にしておかなければ、妙なうわさが立ち始めてからではお伺いのです。いま発足したばかりだから、いま直しておかなければ、将来の建設省の威信に関するし、また国民に対する責任が十分全うされませんので、私はしつこく聞いていくわけですが、その筋を通してもらいたい。

○鶴海政府委員　しかるべきと申し上げましたのは、内容を詳細に検討いたしましたものと、直ちに公務員が入ってならぬとか申し上げかねますので申し上げたのでございまして、検討の結果、現職の公務員が入るべきものでないというふうに判断いたしました場合には、さように指導いたしました、かように考えております。

○村山(喜)委員　私の話をお聞きになっていらっしゃると思うんだが、退職をした公務員、前職のそういうような役職にあった者たちを中心に、この広済会が生まれた。それに現役の諸君まで加えて会員というものがきまっています。しかもその現役の会員の中には、地建の幹部クラスがいる。そういうようなのが、はたして望ましい姿であるとお考えになるのかどうかということです。いま大臣がお見えになりましたので、大臣の行政に対する姿勢の問題、これを官房長にお尋ねをしていくわけですが、調査の上検討を加えて善処するというようなお答えでございまして、これでは私も納得できませんので、やはり基本的な方向だけを明示願いたいと思う。その理由は、こういうことですから。ここに資料を持っておりますが、九州地建のかつての職員であった者、これはおもに幹部ク

ラスです。それが今度地建に事務委譲等が大幅になされ、これを機会に表裏一体の運営を地建とやらなきやならない。そうして事業の推進に当たりたいということ、現職の公務員である九州地建の幹部の諸君を会員といたしまして、退職をしたOBの諸君と一緒に広済会というものをつくって、そうして事業内容等を見てみると、かんろく橋のゴルフ場建設というような事業内容がある。それはお互いOBの諸君と現役の幹部の諸君が懇親をする場所として、そういうようなゴルフ場等を建設して、そこでお互いにツーターになりましようということ、いま現役の幹部の諸君と、かつての上司であった者が民間の会社に入る、これらがそういうような形で一つの団体として杜団法人というようなものが生まれ、その間には有形、無形のつながりがあるわけですから、またきょうはゴルフをして遊んでいなるというものは、住民から見たらすぐわかる。そしてまた、きょうは所長はどこへ行ったんだ、ゴルフ場に行きました、こういうようなことは、私は部下に對するところのその監督の任にもたえないだろうと思う。そういうような疑いを持たれる、そんなものに対しては、やはり国民の前にえりをただして行政を行なうというのが、正しい姿じゃないか。こういう考えから、こういうような疑いを持たれるそんな会員になることは、現役の公務員は望ましくない。私は、それを本筋として、そういうような考え方で臨むべきだ、こう言っているわけですが、それに対して官房長、なかなか核心に触れる答弁をされないで、調査の上云々というところで、それではやはりおかしいじゃないか。基本的にこの問題はどうかあるべきかという、公務員の倫理観の問題にもつながる問題です。だから、これについては、建設省の最高の責任者である大臣から、その具体的な内容の問題等については調査をしなくてはならないでしようが、心がまえとしての問題はかあるべきだということが、はっきりと国会の前で国民に明示で

きるのでなければならぬかと思ひますので、その点を大臣からお答えを願っておきたい。

○小山國務大臣　そのおっしゃった内容をあとで見せていただきますが、いま村山さんがおっしゃったような内容であるとするれば、それは現役の連中がそれに入るのには不穏当であります。第一、私は就任以来、職務中にゴルフをやったりマージャンをやったりしているような執務態度は絶対いかぬとたびたび言っておることでありまして、また現に私の目の届く範囲内ではやっております。ですから、そういうたような疑いを持たれるようなことをやること自体もよくないものでありまして、その内容が、たとえばお互いの福祉を増進しようというようなことであるならば、まだ怒すべき点もありますが、一緒にゴルフ場をつくらうなどというようにあるならば、私は、現役の諸君はそういうものに入るべきじゃない、こう思ひます。

○村山(喜)委員　終わります。

○河本委員長　大出俊君。

○大出委員　冒頭にひとつ承っておきたいのですが、三十九年六月十二日、つまり昨年の六月十二日でありまして、私の席で河野建設大臣に御質問を申し上げました。勸奨物資と称するものの取り扱い、それをめぐって九州で訴訟事件が起こっておりまして、これについて河野大臣は、勸奨物資というものは聞き初めだという答弁をされたわけですが、当時の官房長がたしか平井さんだと思ひますが、平井さんに承ろうと思つたところが、御承知ない。それから建設官房の有力な方の名刺に紹介状が書いてありましたが、今度は向こうの地建のほうの側の状態は、数字をあげて二つの帳簿になつておつた事実がありますので、名前まであげたところが、河野大臣が立たれて、私が就任をして間もなく嚴重な通達を出したので、それ以来そういうことが行なわれていないはずだという御答弁なんでしょう。そうすると、聞き初めだとおっしゃった大臣が、どうも聞き初めではなく、そのところを質問をしたところが、お

答えにならぬ。ところが、与党の理事の皆さんから休憩をしてくれというお話がございまして、私も非常に困りましたが、質問を続けるかたわらで与野党の理事の皆さんで打ち合わせをいたしたい、その結果私にメモが回つてまいりまして、河野大臣からあらためて調査をしてすみやかに内閣委員会の席上で事の次第を報告する、こういう実

は約束をするから、ひとつこの辺でというお話がありましたので、河野さんに御質問を申し上げたところが、河野さんの御答弁では、さっそくこの議事録を読みますが、「先ほど来御指摘になりました点につきましては、十分調査をいたしまして、すみやかに、もし御了解願えるなら、建設委員会において明瞭にいたしたい、こう考えます。」という御答弁がありました。そこで、私は建設委員ではございませぬので、「それではいまの点は後ほど――私の気持ちとしては、建設委員会というところで了解がでないから、内閣委員会のほうでひとつお話をいたしたい」と言つたところが、河野さんのほうからは、すみやかに内閣委員会を開いていただいて一報告をいたしますというところで、「よろしくございませぬ。」という答弁をされまして、実は以来今日までただの一度も、内閣委員会を開いてその席上で、河野さんもずつと大臣をおやりになっておりましたが、明瞭にしていただいていない。ナシのつづてになっておるわけですが、私は途中から疑義を感じまして、ある人数を通じて調べてみた。そうしたら、私のところにはその方から、直接これは建設省からいただいたのではないのでありますが、「九州地方建設局における勸奨物資の購入に関する告発事件の概要について」という文書を非公的に別の方からいただいた。こういうことなので、きょうは本来ならば河野さんにおいでをいたしたいで、この席でひとつ明瞭にしていただかなければならぬ筋合いに議事録の面からはなるのですが、この取り扱いについて、大臣どういふふうにお考えでございませうか。

○小山國務大臣　私も実は、就任の直後であつたと思ひますが、当時の官房長から、こういう趣旨

の大山さんの質問がまだ残っており。そこで、これは適当な機会にそれを私がしなければならぬ、こう思っておったのでありますが、つい忘れるともなく忘れており、いまお話がありまして、これはこの際、当時の引き継ぎ事項をお話ししなければいかぬ、こう思う次第であります。それでよければ、私が聞いている範囲内のことを申し上げたいと思います。

○大出委員　ちょっとお待ちください。私実はこれは理事の皆さん、与野党で御協議をいただいた日程がきまっておりますので、そうでなければ、私はここでひとつねばるところなのですが、せっかく農地の問題等を含めたいろいろむずかしい中で御苦勞をいただいた結論が出ておりますので、河野さんの席へおいでいただくというようになわがままは申しません。

そこで一つお願いがありますのは、あわせてこれは答えていただきたいのでありますが、私のところに、これは建設省が出されたと思いますが、これは建設省からいただいたのではないのでありますから、念のため申し上げます。これによりますと、当局の勸奨物資購入抑制措置というものがございまして、いまお手元にある一つ前の文書と想います。勸奨物資の購入は従来各地方建設局において行なわれていたがというところから始まりまして、事務次官通達みたいなものが流れております。その最後のほうには、予算の適正な執行についてということに、庁舎備品及び工事用器具等の購入にあたり、一般市場価格に比し著しく高価に購入している事例については云々、こういうことで次官通達に、まあ念のためつけ加えられている文章がまたある。ところがこの中で、どうもこういうものを流したのだけれども、その後まだ、勸奨物資という名称をつけるのではないは別といたしまして、その種のものがあるんだということ、会計法規等を順守して、不当な価格による物品の購入等ないように留意してもらいたい。さらに予算執行の適正を期するように厳に注意されたに。それから、この種の不当事項が発生した場合

においては厳正に処置する方針であるので、實職管下職員に対して周知徹底し、遺憾のないように取り計らわれたい。その後だいたいこういう注意が出ているようです。

そこで、ここに一つ、これは新潟国道事務所の例なのでありますが、片山重夫様ということで、これは所長さんだと思います。これによりますと、これはまたまことに疑わしいのであります。と、さて先般二月——ちよつと字が消えておりますが、官界水野様を通じて御下命いただきましたが、官界水野様を通じて御下命という命令のしかた、これもこれに直接抵触をする、私はこういうふうなことに理解をいたします。そういうことになりまして、さあ、価格の問題は市価に比べて云々という問題は後にいたしますけれども、これだけいろいろ出てくるのと、これをながめた人は、こういうふうな発注のしかたがあるのでかというところになるわけです。したがって、この辺のところ、すわり込みでもやってもむ気ならあれですが、そうでもない形で質問するわけでありまして、何とか納得のいくように御説明を賜りたいと思います。

○**鶴海政府委員** ただいまのお話でございまして、だれが官界というものを通じて下命したのかかわりませんが、新潟国道事務所、そういう物品を官界を通じて御下命のあったものを購入したという字句につきましては聞いておりませんが、もしそういうものを通じて注文をするとか命令をするとかいうことでありますれば、われわれの指示しておりますことに非常に背反しておるわけでありまして、もしそれが事実でありますれば、まことに遺憾であると同時に、今後のことにつきまして、十分対処してまいりたいと思います。

○**大出委員** 逆に聞きますと、皆さんのほうで答へできなくなっている、正面から聞いていきませんが、たとえば五十万でも六十万でも工事機械を

の他を發注するにあたつての正規の取り扱いはどういふふうにいたされておりますか。

○**郵政省** たいだいまの点につきましては、それぞれ機械の機種によりましてメーカーもおのずから限定されておりますが、その限定されておりますメーカーの範囲内におきまして、通常の場合、指名競争入札を行なっております。

○大出委員　ということになりますと、明らかに公式の文書でこういうことになっておりますと、これは日東商事株式会社ということなんです。そこで官界の水野さんを通じて御下命をいただきます。さく岩機について、こういうことなので納入をいたしたいのだがという内容ですから、これは明らかに官界の水野氏を通じて発注したことに間違いはありません。だから、納めるということをは言っているわけですからね。そうなりますと、いまの御説明からいくと、正規な取り扱いではな

い、少なくともそういうことになりますね。この辺について大臣に承りたいのですが、あれだけ私心配をして例をあげて申し上げた。これは大臣に御説明を賜りたいと思うのですが、その結果、最近においてなおかつこういうことになりますと、少しどうも取り扱いが、内閣委員会を開いて明瞭にしていただくということになっておるのに、それも行なわれていない。にもかかわらず、こういうことが行なわれていることになるかと、これは一体建設當局として、その後どういうお考えで今日まで推移をされたか、実は疑いたくなるわけですが、そのところを、先ほどの件とあわせて大臣から御説明を賜りたいわけです。

○小山国務大臣　あのほうから申し上げますと、物品購入については物品購入の規則があります。ですから、その規則に従ってやらなければならぬことになっておるのであります、その規則違反の取り扱いをすれば、それ相当の処分があるわけであります。ですから、いまの問題は、一体物品取り扱い規則に準じてやっているのか、やっていないのか、その辺のところは調査をしてみます。あとで資料をいただきます、そうしたいとい

思います。

それから先ほどの九州地方建設局のことは、すでに内容その他は御存じだと思いますので省略いたしますが、この事件は、昭和三十八年の八月八日に告発された事件であります。その後福岡の地方検察庁において調査の結果、昭和三十九年の十二月二十五日にこれを不起訴処分とするということに決定されております。しかし、なお御指摘にかゝる勸奨物資の購入については、従来各地方建設局において行なわれておったのであります。が、昭和三十四年ごろからこれを抑制するため必要な措置を講じてその漸減につとめ、特に昭和三十六年末におきましては、以後それらの物資購入は一切行なわぬ方針を定め、各機関に通知をいたしました結果、昭和三十七年度以降においては、勸奨物資の購入は行なわれておらない、こういう経過になっております。

な御指摘をまつまでもなく、この種の物資購入は、先ほど申しました物品管理法にも違反することでありますから、こういう事実が再び発生することがないような十分な処置は、その後も機会あるごとに、通達をしたりあるいは注意をしたりいたしておるわけであります。

○大出委員　その後行なわれておらないとおっしゃるのですが、いま私が例を申し上げたのは、四十年の二月の十日なんです。そうなると、どうも大臣はそうおっしゃっているけれども、疑わしきものがなおかつ例を申し上げたとおりある。念のために申し上げておきますが、これは大臣お聞きいただきたいのだが、私は、この取り扱った方を処分する云々ということを求めているのじゃないのです。これは建設省の長年の慣行になつてのことだから、なかなか抜けない。そうなると、一番の問題はそういう慣行をつくったところにある。ここを直さなければ、個々の方々をさあ処分するぞとやうてみても、みずからの責任をたなにあげて処分をする結果になるんだから、建設官房のそういう方々が、名刺に肩書きを書いて、お願いをしますということで、それに基づいて物

品購入が行なわれていたのですから、正規の手続によらず。そうすると、その責任を末端の取り扱った諸君に負わせるという筋合は、これは筋が通らない。そうだとするならば、てっぺんから処分していかなければならない、こういうことになると思います。大臣は知らなかったと言っておられるのだけれども、大臣就任以後、そういう通達をお出しになったというのを聞いて初めて言われたのだから、知らぬはずはないということになる。そうすると、責任の所在は誰にありやということになるのですから、したがって私は処分を求めていない。いないが、先ほどの九州地建のこの不起訴の件についても伺いたいのだが、どういう理由で不起訴になったのですか。

○鶴海政府委員 不起訴になりましたのは、直接に勸奨物資の購入に因与したとは認められないという考えで不起訴になったというふうに聞いております。

○大出委員 勸奨物資というものが横行していることを、九州地建は否定をしていない。そうすると、その本人が直接担当をしたかどうかというその意味における責任の所在、これがかりに部下の諸君がやったんだということになると、所長には責任がないということもあり得る。こういうところから一つの抜け道と云つたら語弊がありますがけれども、その文面をも読みましたが、見ると、考えられるとなると、これは私はそのこと自体は、結論ですからここでやかくは申しませんけれども、この種のことにについては、てっぺんのものの考え方を相当はつきりしていただかないと、今回は明治以来の改革をやるうというわけですから、えらいことになるかと私は心配を持っている。そこで、これは冒頭に念を押しているのですが、そこでのところの大臣のお考えをもう一ぺん承りたい。

○小山国務大臣 いま大出さんがおっしゃる内容は、いわば先輩諸君が何かこれをひとつ頼むというふうな名刺を書いて渡して、それをひとつにして物を買う、その慣習がいかぬと、こうおっしゃる意味のことではありますが、そういうものがきて

も、それが不要不急のものであったりあるいは市価よりも高いものであったりする場合、これは買つてはいかぬわけなんです。ですから、そういうものがあつた場合には、結局断固としてはねつける気配がないといかぬわけでありますが、そういう点をひとつ今後、公務員諸君がそういう場合にはやはり断固として——不要不急のものであつたりあるいは市価よりも不当に高いものであつたり品質の悪いものであつたりするようなことである場合には、断固としてねつけるという気配を持ってもらわないと、この問題は容易に解決いたしませんので、そういう面を事あるごとにひとつ強調していきたい、こう思っております。

○大出委員 友人、知人、知り合いというものは世の中にあるのですから、それは頼まれて名刺に裏書きをするということもあるでしょう。それは日本人の慣行ですから、そのことを私はとやかく言っていない。これは前回のときにもはつきり申し上げてある。ただし、表面に出ている金額を、市価幾ら幾らなだけども幾ら幾らで購入しましたというのがくつついていて、ではその差額二千万円——私が調べただけでも名刺が五十何枚ある、その差額が一体どこに行つたかという問題が起る。そのどこへ行つたかも明らかでない、こういうことなんですかね。つまりこれは世の中の一般常識をはずれているわけなんです。ここに意図的なものが感ぜられる。となると、建設行政全般をながめて、末端の管理者の方々がいろいろなことをされるのがいけないとは言えない状態にある。ここに私は一番大きな問題があると思つてゐる。そこで、その点は今後十分——人を殺すのが能くはないのですから、その種のことが行なわれなくなる必要なんです。そのところのところにひとつ重点を置いて御配慮賜りたいと思ひます。

ところで次に、これは妙なことを承りたいのですが、ある方が建設政務次官をやつておられて、それからほかの省の大臣になられた。ところがこの省に来たときに、おれの予算のワケは一体幾ら

なのかという質問がいきなり出てくる。おれがかつて建設政務次官をやつたときには、三十億から五十億のワケがあつた。大臣ともなればワケは一体幾らなんだ、こういう話が出てくる。これは間違いない話です。ところで地方を歩いてみると、何々道路などという、人の名前がついてい

る道路が幾つもあつた。そうなつてくると、三十億なり五十億の予算のワケを政務次官がいただいたということは何を意味するかということになると、みずからの地域において、勢力の及ぶところにおいて、その金をうまく使つて業者に仕事をさせる、りっぱな道路ができる、そういうふうなところになつていくのだから私は思う。政務次官でもそうすると、これは小山さんを前に置いて恐縮だが、たいへんなことになつてゐるのじゃないかという気がする。だから、那須の野原のまん中に大きな道路が意外なときにできた。その前はいろんな土地が安く二束三文で買われていて、さあ道路ができた土地の価格が何十倍にはね上がった。こういうことになると、その予算のワケの効用たるやたいへんなことになる。だから、世の中にいわれるように、大臣の株が幾らだ、幾ら金を払つても大臣になつての損はないという、そういう世上のうわさが出てくる。これはうわさですか……。そういううわさが出てくるのも無理はないという気がする。だから、私は、実は明治以来の大改革をやるうとする建設省なんです。その辺の辺のところのうわさが飛べないやうに、これはよほど考へておいていただかないと、下のほうになつてくると、とんでもないことをやる方が出てくる。こういうふうな思ひで、別に私はこのことを取り上げて深く追及する気はありませんが、直接私はそういう話を聞いておりますから、そこらあたりのところは十二分に——これはこういう機会だから申し上げるので、大臣のほうから所感を簡単に承つておきたいと思ひます。

○小山国務大臣 前にどういふ事例があつたか知りませんが、私の大臣になりましてからの配分方式は、道路に關しても、河川に關しまし

ても従来おかれておつたところ、おかれておつたところにまず重点配分するという方針のもとに一定の方式をきめまして、そうしてその方式で配分をいたしておるわけでありませう。

○大出委員 具体的に承りたいのですが、これは九州地方建設局なんです。建設機械無償貸し付け事務整理について問い合わせという標題で、工事名は佐世保の国道、日宇工区舗装工事、こういうことです。貸し付け機械、つまり貸し付けたわけですね、トラクター、ジョブルというのですか。ところで、この貸し付け期間というものがきめられております。ところが、貸し付け期間をだいたい過ぎてゐる、長く貸したわけですね。ところが、さて建設所長さん、地建の所長さんのほうは、本来ならばオーバーした分についての料金を取らなければならぬ。事務担当の係長、古家さんというのですが、この方が担当ですから、計算をしてはじき出して、金を幾ら幾らと出した。ところが、所長はそんなものはいんだと言ふ。いいんだと言つても、通達をもらつてゐるわけですから、自分の担当の責任になりますから、そのことを、いややう言つてもこれは法に触れますから、いたたくものはいただいたほうがいいのじゃないかということと意見具申をしたら、どこでもやつてゐることをおまえよけいなことを言ふなという話になつた。彼は、しかたがないので本省のほうに連絡をとつた。こういうことについてどう処理をしたらいいか。そうしたら、とんでもないやうだといふのでおどかさされたという形になつてゐる。彼はしかたがないので、ここに文書がありますが、会計検査院にお伺いを立てたわけですね。ところが、この方は、おまえはもうそろそろわが地建には要らない人間だということで、配置転換を食つた。しかもこの人は担当なので、官の登がえの監督者になつてゐる期間中に、おまえは休めというので休暇承認の届けを出させられた。ずいぶんたいへんないやがらせだと思ひますが、しかし、本人は責任上しかたがないから、登がえの監督はしたとい

う。しかも、ほかへ配置がえとういうことになる。発端はどこにあったにしても、どうも私はこのままで捨て置けない気がするのであります。が、こういう事実について、だいぶ本省の、お名前をあげるのは御無礼だからあげないけれども、そういう関係が明確になっているわけですが、公式文書は会計検査院と往復しているのですから、こういう点等について、官房長のほうで御存じがあるのかないのか、承りたいわけです。

○鶴海政府委員　ただいまお話しした事例につきましては、私は、私は聞いておりません。しかし、お話ししたような事例が事実としたしますれば、たとえは休暇をとるべく強制したかというふうなこともお話しがありましたが、そういうことが事実であるといえます。これは非常に不適当なことであり、また機械の損料を取るべきものを取るなどというふうなことに措置したということにつきましても、そのことを命じた措置は違法でございますので、もしそういうことが事実でございましたら、是正しなければならぬと思っております。

○大出委員　ほかの方で御存じある方はないのですか。これだけの当時のやりとりがあるのですから、御存じないということはないと思うのですがね。このこと自体を言いたいのではないのですよ。ですから、おわかりのところは御答弁いただかぬと、あとに続く問題ですから、ごさいませんか。――四十三年の三月八日の月曜日に所長から、

あなたとゆっくり話したいと思ったのですが、話し合う機会がなかったもので、というので、うしろのほうに来てくれと書いて呼ばれたわけですね。それで、会計検査院へ書類が行く、こういうふうなことはいけないんだということをその呼ばれたときに言われたので、所長ちょっと待ってくれ、担当者としてあとで責任を問われてはお互いに困ることだからやっただ、そういうお話しならば、所長とお話ししてもしかたがないんじゃないかというやりとり、そうしたら、きさまの顔を見たただけでおもしろくない、もうそろそろおまえはこの工事務所に要らない人間だ、こういうやりとり

がずっと続いて結論までいつている。これは最近です。それで、土のほうの課長さんともやりとりをされておるのだから、これを公にすれば、最近のことですから、その課長さんにも御迷惑がかかか。前のことなら名前を言いますが……。そういうわけですから、御存じないとおっしゃるけれども、どうも筋道が通っていないことについてはお気づきだろう、私はこう思うので、官房長首を縦に振られましたから、この点についてはそれ以上追及はしませんが、こういうふうな形がなぜ起こったかという原因を承りたい。つまり、皆さんのほうの労務管理というものは、私も、自分みずから経験をしておりますから、見てみると、中には子供のけんかみたいなこともすいぶんあつてみたり、中にはどうもえらいこじな面が出てきてみたり、例をあげれば切りがないほどたくさんあるわけです。したがって、こういうふうなことが次々に行なわれているいまの状態をこのままにしたままでこの機構改革が行なわれると、どういう結果が出てくるかということを私は非常に気にするわけです。そういう点でいまのようなことを例として申し上げたわけですが、これは後ほどまたあげなければならぬものもありますから、具体的に解決の方途を見出していただきたいという意味であげますけれども、いまの点については、十二分におわかりのはずですから、賢明なる処理をお願いしたいわけです。

次に、きのうちょっと田口さんが触れておられました。これはもう少しはっきり承っておきたいのであります。これは、日には四月六日、場所を言いますと、島根県江津市の地内で、東洋鋪装アスファルトプラントというのがありまして、東洋鋪装がアスファルトプラントの仕事をするわけですが、そこで波子ともう一つどこかの鋪装をやることになっておって、現場の説明が四月十日午前九時から行なわれたわけで、したがって入札その他等の関係からいきますと、四月六日というこの写真が写されている時期は、まだいずこの業者にとりうふうなことは一切きまっていないわけ

です。ところが、飯場らしきもの、事務所らしきものが全部できてしまっている。こういうことで、それから、これと関連して、まだたくさん写真があるのではありませんが、採石その他一切の必要なものの購入その他の手配が、全部済んでしまっている。こういうふうに、準備が完全にできてから入札という手続、こういうことが、これは一カ所じやない、たくさんあるのですが、片端から行なわれているのだということになりますと、さっき私会計検査院の話をいたしました、ほかの地建でやっていることをおれの地建だけそうがみがみ言うことはないじやないか、所長の言うことが聞けないのか、聞けない者はどこかほかに追い出すぞということなら、これは理不尽も理不尽、めっちゃめっちゃなのです。そうなれば、労働組合だってあることだから、黙っていやしませんが。でたらめ千万なことは片っ端から洗ってやろう、事の行きがかり上、そうならざるを得ない。そうなっているかと、これは一ぱい出てくる。建設省の土地買収のあれを読んでもと、まことに奇怪千万だ。こういう件について、いま私の前段であげました写真が、三枚も四枚もあります。こういうことについて、きのうも話が出たのですが、大臣は何か抽象的な御答弁で、指名からはすすべきだというようなことを言われましたけれども、この辺のところは、皆さんがてっぺんからながめておられて、各地建が一体どんなふうになっておるとお

思ひですか。

○鶴海政府委員　入札前に、これに応札しようとする業者がどういう準備をするか、これは自由でございしますが、ただいま写真で拝見したような、遠くてよくわかりませんけれども、大がかりな準備を入札前に落札するものと心得てやったような事例は、おそらく非常に異例のことじゃないかと思ひます。

○大出委員　異例と言つたつて、これはまだほかにありますよ。これを見てください、ここに書いてありますから……。

それからもう一つ例をあげますが、用地買収を

建設省がおやりになっているわけですね。これも会計検査院が来たときと来る前との両方の写真がございますからお見せしますが、あぜ道を境にして左が米のよい収穫のできる水田、右が水たまりで草がぼうぼうとはえている荒地です。一九六三年というからおとしです。建設省がこの土地を買収をした。ところが、隣のいい水田のほうの土地の地価が、その当時二千八百円です。ところが、隣の荒地のほうは、これは人が手のつけようがないような土地で、したがって町の評価からいってもうんと安い。にもかかわらず、買収をされた価格が何と坪当たり八千八百円です。ここに写真がございますから、あとでお見せいたします。しかもこれは町有地です。この場所は、島根県那賀郡の国府町大字下府で、これは山陰線の下府駅前の国道九号線前の買収で生じた問題なんです。が、どこからどう見してもこれは極端なんです。たくさんありますから、内容は詳しくは申し上げません。それでこれはあとで業者がいろいろからみまして、会計検査院が来る前というので、地建の事務所から町にしきりに要求をして、それでこの荒地地に土を運びまして、二メートルと称して上積みをして、その代金が支払われている。ところが、実際には一メートルしか積んでいない。こういうかっこうで、検査院が来たときには、この程度になっている土地を買ったのだというところで、高いことについては了解を求めて片がついている。これがいろいろあとでめたというわけですね。もめたのだけれども、一番最後のほうを見ますと、七月の末ごろに総務部長さんが、浜田の用地関係の交換にだいぶつかったが、あれである問題はケリがついたという話をしておる。これは会計検査院との関係においてです。これは全部ここに内容がありますけれども、名前まであります。が、こうなってくると、これは私も、こういうところじゃべるのですから、不用意なことは申し上げられない。そのつもりでいろいろ聞き合わせたり調べたりしてきたのですが、ところが私が見る限りにおいては間違いない、事実だろ

うと思う。町の人もみんな知っておることです。町ではそういう通説になっているわけですね。そういうことを建設省の出先の方々がやっておるということでは——似たようなところはもう一カ所あるのですが、これも同じようなケースです。これは九州地建じゃないですよ。いま申しましたのは島根です。全部九州の地建というんです。おこらいますから、島根の話をしておるのですが、そういうことになる、私は全国の建設省傘下の地建というものは、一体何をやっていのかという疑惑を感じるわけです。ですから、この辺のことをこれまた御存じないとおっしゃるかどうか、念のために聞きたいのです。

○國海政府委員 用地の買収につきましては、中國地建のみならず、ほかの地建におきましても、不当あるいは不正の事実が出ておりますことは、非常に遺憾に思っております。最近北陸地建でも不正事実が出ておりますし、それからただいま事例にあげられました中國地建におきましても、これは檢察当局が手を入れます前に建設省内部で発見しておる事件でございますけれども、やはり用地問題で不当な事実が起っております。この絶滅につきましては、従来とも苦心を重ねておるわけでございますけれども、たいま御指摘の事実につきまして、まだ地建から報告は受けておりません。後ほど資料をいただきました上で調べてみたいと思ひます。

○大出委員 これはたくさんあける気はありませうが、これは島根県の國府町大字唐鑑、ここで先ほど申し上げた入札の二カ月前に、やはり砕石の山をこしらえた。砕石はこの写真にありますが、ものすごい砕石の山ができております。これでさつきと同じようなケースの事例が出ております。これは実は次から次へとこういう例があるのです。これも私はさつきと同じ筋になるのでありますけれども、地建の大改革と称する今日のこの設置法にからむ問題として、はたしてこういうことで権限委譲を地方に行なつて——私は筋がわからないうけい。ない。大臣がきのう答弁されてお

ましたが、私も、臨時行政調査会の言っておる内容は、全部読んでおります。それから前の文書課長さんだと思ひますが、「道路」という雑誌に相当詳細に載せておられます。これは出発の一番最初の解説です。これを全部読んでみましたが、考え方がわからないわけじゃない。ないけれども、でき上がったこの機構は、結果として出てくるものを考えるときに、両者のつながりというものはない。今度は権限を持つわけですから、今日の比ではない。そうなるべくと、いま例にあげたこの種のことのこのままになっておつて、勸業物資の件でさえ、どうも疑わしきものがあれだけ申し上げていられるにもかかわらず出てくるということになると、私はこのまま——大臣がまじめに筋を通した形でおつし——つておられることはわかるけれども、それだけではたしていいものだろうかという気がするわけです。また、こういうふうなある意味では乱脈的な形、割れてもしかたがないような事実が出てくるということになると、こういう中においては、組合というものがあつたのです。組合運動と管理者側の問題というのは、団体交渉といわれると、地域においてはもう国交というものは三十分なんだ。しかもそれは三役だけなんだ。それ以上は一切会わないのだ。会えば、この種のことの次々に指摘される。そうすると、会わないという強権発動なんです。こういう筋というのは、思想や何かの問題じゃないのです。こういうところは皆さんのほうがよく考えなければならぬ。だからといって、訓令十六号を流してみたからというのでおさまる筋合ひではないと私は思ふ。このところを根本的に考えをいいたきたい、こういうふうになす思ふ。この辺のことにたいして、大臣の所感をひとつお述べおきをいたしたい、こう思ふのです。

○小山國務大臣 いまお話にありました問題は、結局は人の問題だと思ひます。つまり地方委譲をやったからどうなるのか、やらなかったからどうなるかという問題ではなくて、そもそも根本的には人間の素質の問題だと思ふのであります。

この間、実は用地買収の問題で東北地建で問題が起りましたことは、御承知のとおりです。そのときに私も私に局長を呼んで注意しましたことは、局長はただ課長のことを知つていただけではだめだ。所長から所長の次ぐところまで自分の掌握下に置かなければだめだ。それを十分に注意しろということ、局長もその指示に従つて、今度は所長を集めて、所長は係長——係長のみならず、所員全部の家庭の事情というところまで気を配つて、この人にはどういふ悩みがあるとかいふことまで始終所長、局長が掌握しない、いろいろな問題が起るよということ、十分注意してそのような措置をとらせました。やはり人事管理の問題は、人間と人間の関係ですから、したがつて、平生からしつこくこつこつと公式の議論でなしに、家庭の内部まで上の者は知つておる。この人にはこういう悩みがあるんだというやうなことを知つておるといふやうな人事管理が行なわれないと、なかなかうまくいかない。そういう訓練を今後ずっと続けるつもりであります。

○大出委員 後段については賛成で、私も、比較的浪花節的なほうだから、人のつき合ひのいいほうだから、確かにそこまでいかなければ人間的に握れない、そのとおりだと思ひます。ただ、前段の、人の問題だから機構はどうでもいいと言わんばかりのお話は、納得できない。そんなことで警察も警察も世の中には要らない、すべて善人ばかりなら、人間の弱さがあるからいろいろなことが起る。だから、制度内にしつぱなものをつくつて、そういうことが行なわれないようにしておくことが必要なんですよ。そのところをいかにげんじしておくと困る。人なんだから、人の問題だということでは、それは官庁にとめていられる人だつて、世の中に悪いことをする人間がいると同じように、ある一定の範囲における社会の縮図なんだから、悪いことをする人だつて出てくる。それをそうさせないように、会計規則にしる、会計検査院にしる、あるいは各種の官庁機構にしる、存在するのだと私は思ふ。だから、

そうなる、そのところはとも大臣のおつしやるところの筋が通らない。いま論議している機構というのは、国が国民全体に対して行政を行なう意味で、国民のためによりよかれと思つてお立てになつた案でしょう。それが結果的に業者と結託する形がふえていつて、国民の利益に相反する方向に進んでいつたすれば、これは失敗なんです。機構というものは、そこに中心が置かれなければうそだと思ふ。そういう意味で私は申し上げていふのですから、前段のほうは御再考願ひたいと思ふ。

そこで、大臣が言われた職員の方々の家庭の事情までも気を付けてあげてということ、まことに賛成なんだけれども、北陸で起つていふ事情、つまり工事務所の統廃合をめぐつて——これは一人や二人の人が見るんじやないんだから、組合がつくろうとどこがつくろうと、その地域、職場であつたことを載せ得るから、それにうそがあれ、その地域、職場におつた人は、これを編集する人がそこに行つていふのだから、てつぺんの機構の本部のほうの連中はうそを書いたということになるのだけれども、そういう意味で私も経験があるのだが、組合が書く内容というのは、組合的な意識で書くけれども、その意識を除けばうそはないのです。とにかくこの前回の内閣委員会で、この問題を念を押しておいた。異動が行なわれるという、異動の距離の問題、時間の問題、金の問題、全部に觸れて、そこで宿舎という問題についてはどうなんだ、三畳一間に三人も入れたとか、二人も入れさせては困る。そうすると、労働条件の問題にからんで問題が起ると御指摘を申し上げたところが、これを見ると、移動にあつて、結婚をするために宿舎がほしいという人をつかまえて、何と言つていふかという、結婚は私ごとであつて、当局はそんなことで宿舎を与えることはできないと言ふ。大臣が言つた方針からいけば、その方たちの相談に乗つてあげて——その結婚の機会というのは、お互いに結婚しておられるのでしょけれども、そうたびたびあるのじや

ないのだから、そうなる、独身の方もいるんだから、そつちのほうは難居してもらつても部屋をあけるとかなんとか方法を考えなければ、血の通つた労働管理になりませんよ。このことを、名前までこれはわかつておられますが、こういうふう

に言われるようでは……。それから同居という問題についてもやりとりがさんざん出ています、全部読みましたが、同居というものは限界があるんですよ。そのときにはしかたがないと思つてがまんしても、限界がある。にもかかわらず、本省からえらい人が来れば、おまえさんたちはどうもならなければいかぬとか、予算の関係でうちが建たぬにせうとか言ふとか、そういうことでは、本人が何も行きたがつて、好きこのんでこの工事務所の統廃合に従つて配置転換を命じられて行つておるのではないですよ。そうすると、そのところは官の皆さんが至れり尽くせりの準備をして、まして建設費なんだから、そうしてやらなければならぬ。にもかかわらず、昨年末で私の手元にある資料では、赴任旅費でさえも八カ月もおくれている。昨年末で百六十万円からの赴任旅費の未払いがある。こういうばかなこと、一体個々の事務員が納得しますか。あとでいろいろ政治的な問題になるというので処理はされているようにけれども、私が昨年の議事録について申し上げたけれども、そういうことはいいというところを皆さんがおしやつた。おしやつたが、十二月末で四カ月も八カ月も赴任旅費が払われていない。本人だけは払うけれども、女房にはあつたという、そういう赴任旅費の払い方はないですよ。前の官房長官の平井さんの言われたことだけれども、ちょうどここにの伊能先生があのとき横から口を出されて、そういうあいまいな答弁じいかにいかに、はつきり答へたらどうかというので、そういうことがないように一切いたしますという話だつた。議事録に載つております。にもかかわらず、そういうことになる、皆さんの言われることが私は信用ができない。そういう意味で大臣に承りたいんだけど、さつき言

われたような御指示を賜ふことはまことに幸いなんだけれども、そのように末端まで行なわれていないという事実をどういうふうにお考えになりますか。

○小山国務大臣 どういうふうにお考えかという、それはなかなか困るのですが、ともかくいまだんだんお話を聞いておきますと、どうもその掌握が足りないというふうな気がいたします。建設省としてはこれだけの人間を使つておるわけですから、金の問題とかいろいろ問題だけではないに、局長会議や部長会議のときは、今度は教わりましたから、そういう趣旨の話を、人間をどうやって働かせるかというところをもつと考えると、いうことを、これからそういう会議の席の一つの議題にしていきたいと思ひます。

○大出委員 私は他意あつて申し上げるのではなくして、くれぐれも要望しておきますが、機構改革が行なわれた結果として出てくるトラブルその他を心配するから言ふのです。

そこで、全建労なら全建労という組合はよろしくないという御認識をお持ちかもしれませんが、しかし、さつき私が申し上げた勧奨物資の問題から始めて、入札その他をめぐむ問題から、機械工具を貸し付けたオーパー目数に対して正規の処理をしたからといっておこられて飛ばされるというところが、これは古家という人ですが、行なわれるというところになったときに、それは皆さんが皆さんの責任をたなへ上げて、けしからぬ組合だと言つてみても、これは天に向かつてつばをする結果に私はなると思ふ。だから、そういう労働管理の根本にある問題を真剣にお考えをいたさないで、皆さんがもし組合の方々の方向が間違つておるとお思いならなおのこと、そういうふうにお氣をつかないと、皆さんが考えておるようなくあいに労働関係はうまくいかない。この点を私は御指摘を申し上げたいわけです。

そこで、大臣にこれはお願いをしておきたいんだが、先般非常に純朴な職場の方々にくさん私はお目にかかった。千葉の船舶に機械関係の事務所がございますが、この年配の方が何を私に言つたかという、組合がいろいろなことを言つておるけれども、うしろに立つて黙つてじつと聞いておる。前に立つて言いたいことがある。前に立つて言つと、おまえは山の中におぼり込まれたくはないんだらうなと言われる。まさに配置転換を大だんびらに使つて組合員にものを言わせない、従業員にものを言わせない。こういう末端の管理者の皆さんの扱い方というものは、これを取り除かないと、さつき申し上げたように、業務は正常に運行しないと思ふ。だから、こういうふうなことは、大臣が御就任中にできるだけなくしていく御努力を賜りたいものだ。この点は私のお願ひです。そうしていただきたい。労働関係の問題はいまここにたくさんありますが、たとえば机を組合が借りていた。そうしたら文書で——そんなことは文書で判こをつけて出せば、だれだつておこりますよ。かどが立つ。何月何日までその机を引き揚げる。理由は何かといつたら、場所が狭いからだ。狭いからというが、あとに保管箱みたいなものを持ってきて、机のかわりだ。そういうことを一々やつたのでは、これはうまくいきつこない。だから、そういう点を含めて、時間の関係もありますから、組合員関係のこまかい点をたくさん申し上げたいんだけど、それをあえて私はできないだけ省略しますが、そういう点はぜひひとついまの問題にあわせて御勘考を賜りたい。休暇の取り扱い方については、同じことを言うのです。ことさらに必要のないところに——訓令十六号というものは悪い通達だ。末端管理者の方々、出されたてつぺんの気持ちを知らない。だから、さつき稲村さんが言おうとしたのは、局舎管理権、庁舎管理権というものに藉にして、社会党の代議士が行つても追ひ払う。アメリカ大使館だつて、この間ほくらが行つたら、あなたが国会議員である限りはお入りなさい、資格があるのですから、こう言う。アメリカ大使館よりもまだ悪い。そういうことを言つてはいかぬですよ、悪い

氣で行つたのじゃないのだから。そういうふうな運営という面で特にお願いがあるのは、大臣が一月に地建の局長さん等を集められた席においてになつて、ずいぶん反対の意見も述べられていたようです、聞いてみると。しかし、大臣は出来からのいろいろな経過を御説明になつて、私が大臣をやつておる限りは、法案の内容は変えないけれども、運営の面でそういうことがないようになりたいということをお力をされて、説得をされて、その説得は成功しているはずですよ。

〔委員長退席、伊能委員長代理着席〕

そうなつてくると、そのところは大臣がやはり考へていただかぬと困るのじゃないかというふうに私は思ひます。大臣に特にこういうことを御答弁いただきませんが、それからもう一つ多摩川の河川敷地の占用許可その他いろいろ問題をめぐりまして、前々から公共用には云々というふうなことがいろいろあります。これなんか、プランがで上がったから、前に大臣をやつておられた方のほうに先に相談に行つちまつたというふうなことが除で一々行なわれていると、建設省関係の新聞記者の中には私の友人がたくさんいるから、よくわかるのだけれども、それをおやりになつていると、大臣は前大臣の何となくそういうふうにおいのあるところは、小山大臣の色に変わつていこうという御努力があるようにけれども、そうでないと、かつて何々案と言われたときに技術関係の方やそうでない方の間に争ひが起つたり、われわれがながめてみてもおかしいと思ふようなことがあつたり、というふうなことが抜けませんから、同じ法案なんだから、そういう点等についてもこれは十分に御勘案を賜つておきたい、こういうふうにくれぐれも私は申し上げておきたいわけでありまふ。特に労働関係という問題については、ぶつかり合うときには幾らぶつかり合つても、これは権限相反するのですから、しかたがありませんが、その間にやはり通ずるものがあるようなくあいの皆さん方の——先ほど大臣がちょっと口にされましたが、そういうところがないと、これは

建設行政全体がうまく運行ができない、こういうふうには思いますが、あわせてこれはひとつ念のために申し上げておきます。

そこで、この一点だけはどうしても承っておきたいのですが、前建設事務次官の山内一平さんという方がおいでになりますね。これによりまして、「今までの御厚誼に甘えて私の最もお世話になつております別紙山内先生の講演に知友お誘いあわせの上御署名だけでも御協力お願い申し上げます。なお御記入済みの上はおついでに御失礼ですが所屬長氣付渡部あてへお届け願えればまことに幸甚に存じます。渡部武男」こういう文書を添付して、山内さんの略歴を書いたものを勤務時間中に地建の職場に持ち込んで、この渡部さんという地建の前の役職のいいところにおられた方が、ある請負会社のほうに将来は行くのだからと思うのであります。山内一平さんの選挙の仕事をこれからする。辞任のあいさつとこれから始めて、辞任のあいさつとこれからというあいさつもされて、勤務時間中にこの種のものが回っていくということになる、ここに全部内容がございまして、こういうことが行なわれると、これまた——しかもこの人は、山内一平さんの選挙をやったあととはどこへ入るかということまできまつていて、何々組です。そうすると、これはどうしても不明朗なんです。だから、問題点が二つ。どなたも、私も選挙をやつて出てきたのですから、いろいろあの手この手を使うことはいいい。いいけれども、勤務時間中に、いままでそこにいた管理者の方です。この方が、つまり退任のあいさつとこれから始めて、私は山内先生のお世話でこういう組にいくことになったんだ。しかし、これから実は先生の選挙の事務を最後まで終わるまでやるのだ。こういう組にお世話をお願いしたい私の立場で一生懸命やらなければならぬのだというところから始めて、所屬長氣付が気になつた。それは職場へ行つて頼みますよということはあるかも知れぬ。あるかも知れぬけれども、どうも所屬長氣付まで、本人の手筆だと思ふけれども、

書いて同すようなことになる、これは私は選挙運動も行き過ぎであると思う。この辺のことは、前の事務次官でおられた方のことですから、皆さんのほうにもあるいはきいているかも知れぬので、どういふふうには把握されておたり、お考えか、承れぬものかと思うのですが、どうですか。

○小山國務大臣 まことに相すみませんけれども、いまの文書も見たこともありませんし、またその話は聞きますのも初めてであります。

○大出委員 大臣はかくかく下部に徹底するように言つたという話が、先ほどから二、三回出てきておりますが、いま私が申し上げた事実がうそならば申し上げないのですが、ここに実物があるのだから一覽を賜りたいのだけれども、この種のことがどうもあまりあり過ぎるものだから、それで私は三分の一程度しか申し上げてない。こんななかにあるのは、奥さんと別居の例です。ぜひ法案を通せ、法案を通せとおっしゃっているさなかに、四月一日に工事務務所関係の方の大量な異動ですよ。たいへんな異動です。これはいわゆる行(白)の職員の方々なんというの、給料が安いでしょう。奥さんが必ず町で働いている。その働いている町から、そういう工場や何かのなにとこるに移されますと、どうしても夫婦一緒に生活ができないのです。奥さんが職を失うと子供たちを学校へやれないのですから、そうでしょう、うすると、山のほうの飯場まがいの事務所に本人だけが行かなければならぬ。泣き別れです。ここにランクがあつて、これだけたくさんあります。まだたくさんあるのですが、いつ幾日何日の異動で、職を失うから御主人だけが離れて行つていくという。そうすると、根本的には給与の絶対額の問題にはなるけれども、しかし、皆さんも実情を知らないわけではない。私も、人事院相手にこの席で行(白)を上げる、行(白)を上げるということをお説得にこれつとめていられるわけなんです。だから、そういう現実を大臣のほうも御理解をいただいて、せめて人の異動については納得づくで、天

下の大組合といわれる官庁の組合には、事前協議という協約を結んでいるところもあるれば、本人の意思がどうしてもいやだという場合には強制配置転換はしないというのをきめているところもあるれば、配置転換をする場合には汽車で一時間なら一時間の範囲ときめているところもあるれば、たくさんあるのですから、何も建設省だけが例外じゃない。してみると、そこまでやはりこまかく微に入り細にわたる——職員なんです。そういう配置転換がないと、労使関係はもつれますから、だからこの種のことは、組合が子供だとおっしゃるならば、管理、監督の地位にある方のほうがまずおとなになつていただくかぬと、子供である組合もおとなにならぬのですから、そういう意味で、こまかく申し上げる時間はありませんが、この配置転換等の問題、泣き別れの一件については、やはり十二分に御検討いただいて、どこでどうなっているのだという御指摘があれば、私は後ほど何ほども資料を差し上げますから、そういうふうにとつていただきたい。どうですか、大臣、この点ををはっきりしていただかぬと、本題に入れない。

○小山國務大臣 強制配置転換は、従来といえどもやつていないはずであります。それはむろん、ただかつてにおいてはやだからというところでは困るのでありますけれども、かくかくの事情があつて、そしてどうしてもという客観的な事由がある場合には、そういうものを強制配置転換してないはずであります。またすべきであります。ただ、それからもう一つ、いまだんだんのお話は、結局は労務管理に当たる人がもう少し気をつければ防げる事例をいろいろお話しになりました。これは、この点はやはり管理者としての心がまえといひます。そういうものにわれわれももっと訓練をする必要があるということを感じたわけでありまして。同時に、いま私が聞いているところでは、多少いわけゆる労使の不信任もあるようでありまして。そこで皆さん方の御指導を得て、そうして組合側のほうもやはり建設的に、これでひとつわれわれの建設省をよくしようじゃないかとい

う気持ちを一そう強めてもらう。と同時に、われわれのほうの管理者の側も、一緒になつてひとつよくしようじゃないかというふうな共同の意思がないと、なかなかうまくいかないと思ひますので、その点もまたひとつ御協力をお願い申し上げます。

○大出委員 これはILOの条約の論争でおわりのように、あくまでも労使対等の原則というものはあるのです。国家公務員に同交権だのストライキ権があるの、ないのという論争だつて、これは欧州の例から見れば、フランスなんかは消防にまでストライキ権があるのですよ、ボルドー市なんかに行きますと。ただ、これは火がつけば消さぬわけにはいかぬから、消防車は出るのだけれども、水が入つてなくても、はしごのぼつていかなくても、途中で故障しても、組合に責任はないというストライキ権ですが、それでもストライキ権がある。だということになると、その公務員法が憲法にどうのこうのという前に、やはり皆さんの意思としては対等の原則に立っていたかなければ困ると思うのです。その上で管理、監督の地位にある方々のほうに経営権を持つておられるのだから、そういう面からくるつまり労働条件、賃金にかかわり合ひないところについて、よほどこれは懇切丁寧に——強制配置転換と名がつくだけでも、同じ強制でもいろいろな形があるのです。労使双方で、これは交渉云々ではない話し合ひなんだが、お気の毒なんだから知恵をしぼつてみようというところで、額を集めて苦心さんたんして知恵をしぼつて、でき得べくんばほかの人に行つてもらつて、この人がそこへ行くのは気の毒過ぎるからということ、いろいろのこととて相談し合うということまでやつて、最終的にいつちもさつちもいかにないということ、しかし官の経営の立場からいってやむを得なかつたから行つてくれという場合と、おまえさんは四の五の言うことではない、四の五の言うならやめてくれ、もつと悪いところへやるぞ、こういう言い方でおどかすのと、労使関係がどれだけ違ふかということ

考えていただかなければ困るのです。だから、いま大臣が言われたことだけでなくて、そういうやはり原則を立てていただきたい。これは労使関係の問題です。

それから先ほど申し上げたのは、あまりにも疑惑に満ちた配転の方法とか、入札の方法とか、つまり官庁業務の中に疑惑を招くことが多過ぎる。プルドーザのさっきの話じゃないけれども、多過ぎる。こういう形が至るところに散見されるとなると、どうしても官の皆さんのほうはびぼう策として強く出たがる、押えたがる。そうなる、組合のほうは当然反発する。そうなる、話はこじれる。こじれると、自分の車の横にちょっとペンキで闘争中だからというものでものを書いて、入ってきたとたんに文書でもって出ていけという。話をやる場も何もない。そういうことになつてしましますから、そういう点を一ぺん十分お考えを賜りたいと申し上げているわけです。

ところで、本題の設置法の問題なんです、まづ工務事務所の統廃合その他の問題と、それから四月のような人員の異動、配置転換の問題と、今回の設置法とはどういう関連がございますか。

○鶴海政府委員 今回の四月の人事異動、これは毎年四月一日に定期的にやっております人事異動でございます、各地建通しまして九百人ばかりの異動がございましたが、これは設置法の改正とは全然関係ございません。

なお、昨年度計画いたしました工務事務所の統廃合でございますが、これも四月の異動とは関係ございません。

それから事務所の統廃合でございますが、昨年度三十カ所につきまして行なう予定で進めてまいりましたが、そのうち二十八カ所につきまして統廃合は完了しております。その結果、二地区につきましてまだ残っておりますが、これは庁舎の建設が完了したと、あるいは新築地震のためにおくれたとかいう特殊な事情がございます、これは本年度におきまして実施する予定でございます、その二カ所を除きましては全部完了いたしました。

いたしました。したがって、これも設置法の改正ということとは、直接関係がないわけでございます。

なお、本年度におきましては、昨年度の計画の残りでありまして二カ所につきましては実施いたしました、新たに今年度統廃合を行なうという計画は持っております。

○大出委員 この「道路」の七月号の川島博さんという方、これを見ますと、私も建設省の詳しいことは存じ上げておりませんが、建設省大臣官房文書課長ということで紹介されておりますから、小林文書課長さんの前の方かもしれせんが、この方です。これも念のために申し上げておきますけれども、組合と官が団体交渉——皆さんの場合は単なる交渉でしょうが、そういうこととおやりになっている間に、あるいは話し合いをしていない間に、どうしても組合の側は設置法とは関係がないのに関係があるがと云って了解しない、こういうお話をお聞きするのであります、そこで念のために申し上げておくのですけれども、この川島さんの書いておられます内容は、「地方建設局の機構改革に期待される効果は以上のとおりであるが、期待どおりにその効果をあげるためには事務委託を受ける側の地方建設局の組織を整備するのみならず、地方建設局とその下部機構である事務所の事務再配分、さらには全体を通じての事務運営の一層の合理化、簡素化に努めなければならぬ」と云うことになっておられます。そうしますと、工務事務所の統廃合から始めていろいろやっておられることは、少なくともこの案の立案されたころの川島さんの述べておられることによれば、今回設置法を通すにあたっては、その次に言っている「今回の建設省の地方建設局機構改革案は内務省土木出張所以来の沿革をもつ直轄事業機関を建設行政の総合的な現地処理を行なわせる「行政機関」に脱皮せよ」というところ、に大きな特色がある」と云っておられる限りは、行政機関たるべき地方建設局にする。そのためには、受け入れ側の建設局のほうで、設置法が通る

までに地方建設局の組織を整備する必要があります。建設局の下部機構である事務所間の事務の再配分が必要である。さらにその上に、全体を通じての事務の運営の一層の合理化、簡素化、これが必要である、こういうわけなんですから、あなただのほうで設置法とは関係がないと云われることは、この文書からいえば、私は疑義がある。設置法の提案がなければ、受け入れ態勢としての今回の事務所の統廃合以降の問題は起こってこないはずですから、それは小規模には起こっても、大規模には起こらないはずなんです。そうすると、これについて臨時行政調査会の中でいう合理化をはかつていって、この人の問題について最終的にはやめてもらわなければならぬという意味のことが書いてある。そうすると、皆さんの側がいかにか口をすっぱくして説得されても、この設置法が通過することによって来た人員の異動、あるいは異動されてつとめられないからやめなければならぬという人、こういうふうに考えてみると、関係がないどころではなくて、一貫したものであるということになるのです、どうですか。

○鶴海政府委員 今回の設置法の改正は、従来本省で行なっておりました仕事の一部を地方建設局に移していくというものでございまして、従来地方建設局で行なっておりました直轄事業につきましては、何ら変更がないわけでありまして、その直轄事業を行なっておりますのは、第一線といいたしましては、工務事務所でございます。工務事務所の機構につきましては、今度の設置法では何らの変更を加えておりません。直轄事業を行なっております地建に、その仕事のほかに行政事務を移していくというものでございまして、地建の本局につきましては機構の変更を考えておりますが、直轄事業を行なっております工務事務所そのものについての改革は考えておりません。

○大出委員 いま一部とおっしゃるのだが、一部などというふうな簡単なものですか、この内容は、

○鶴海政府委員 一部と言いましたのは、本省と地建とで仕事を分ける関係になりますので、本省の仕事が全部行くわけではございません。全部行ったのは本省はなくなるわけですから、本省の仕事の一部を地方建設局に移すというのが、今度の改正の骨子であります。

○大出委員 これを見ますと、地建で全く新たにやらなければならぬ仕事があるんですかね。これはみんな相当大きな項目ですが、十六ありますね。これは新たにやるものですか。それから、いまあなたが言われる、本省との関係で一部とおっしゃっているのは、八つありますね。そうなりますと、「建設業者の登録に関する事」と「建設業者の発注及び改善の助長並びに建設業者の監督に関する事」と。この二つがたいへんなんですが、「都市計画及び都市計画事業の決定の作成その他当該決定に関する事務に関する事」と。「都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関する事」と。「土地地区画整理」云々と、これも六番目ですが、これからずっと拾っていくと、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、これはたいへんなものなんです。そうなると、旧来からあった地建の役目というのは、これは読んだこととおありだと思えますが、三角じりしがついていくから……。六つしかない。そうでしょう。そうすると、これは官房長、認識がおかしいんじゃないですか。一部どころの騒ぎじゃない。だから、明治以来の大改革だ、ここに書いておられるんだけれども、そういうことに仕事の分野はなるんじゃないですか。

○鶴海政府委員 私が一部と申ししたのは、小部分であるという意味で申し上げたものではございません。本省の仕事のある部分が地方建設局に移るといふ改革でございまして、従来からやっております直轄の事業につきましては、何ら今度の改正では手を加えておらぬということを申し上げたわけでございます。

○大出委員 本省のほうに残るもの、これは原則的にいえば、きのう大臣が言われたんだが、大臣が

末端の機構がどうなるか、どこまで御研究の上で言われたか疑問なんだが、これは大臣にお聞きするのには無理なような気がするの、こまかく申し上げませんが、下部末端の機構がどうなるか、私、ずつと調べてみた。これは、私の調べてみた限りでは、たいへんなことになる。そこで承りたいことは、本来この案の骨子、考え方というものは、中央でやっていく仕事、企画、統制ということばを使っておられますが、できればその範囲に限る。これに建設行政に伴う一般の行政事務と称するもの、このほとんどは地方におろしてしまいたい。こういう考え方が中心ですね。そうなるべくと、二建設局にまたがるものなどというものは本省に残すだけでも、そうでないものはほとんどおろしてしまいたい。これは根本原則ですね。そうなるべくと、あとから政令だと訓令だとか、いろいろの件について質問が出てくるわけですから、後ほど資料でお出ししたいということがあるが、私はまずその資料をいただきたい。——時間のむだですから、その間御答弁を承りたいのですが、「都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督に関すること」ということあるのですが、具体的にどういうことをやるのですか。

○鶴海政府委員 これは地方におきまして行なっておりま都市計画事業に対して、建設省は従来から補助金を交付する等、その助成を行なっておったわけでありま。その仕事をこのたび地方建設局に委譲しようというふうに考えたわけでございます。

○大出委員 ちょっと不明確千萬なんです。じゃ順序を追って聞きますが、補助金関係の事務で何人いるのですか。これを地方に移しますと、大臣のお話ですと、完全に移すというのですから、完全に移した場合、内容を言いまし。予算要求の審査及び予算配分の調整、二番目、交付決定、変更、取り消し、三番目、事業執行の監督、四番目、額の確定、精算を含みます。こまかくで

どのくらいかかりますか。

○鶴海政府委員 その関係につきまして、本省で従来維持しておりましたものの人数は、これは八十五名でございます。

○大出委員 地方に行ったら何名になりますか。各地建に分かれていくのでしょうか。どうなりますか。

○鶴海政府委員 地方に委譲いたしましたので、この八十五名に相当するものは地方に持つてまいりますが、そのほかに地方に分けるといふことによつて所要の人数が出てまいりますと、補助事業量が非常にふえております。それによりまして、さらに三百六十六人という増員を予定いたしているわけでありま。

○大出委員 八十五名プラス三百六十六名ですか。いいですか、たいへんなことになりま。

○鶴海政府委員 補助関係の事務、これは補助金の配分とそれから適正化、あるいは補助にかかわりま。その他の仕事を含めまして、約四百人の人間をこれに当てるということになっております。

○大出委員 正確に聞きたいのですが、私はこれから内容を申し上げたのですが、この設置法の文面は、ずいぶん抽象的にしか書いていない。そこで予算要求の建設省案なりをいろいろ内容を調べてみた。そうすると、補助金関係事務については、地方建設局は原則として次の事務を行なう。内容は、予算要求の審査及び予算配分の調整、交付決定、変更、取り消し、事業執行の監督、額の確定、精算等々、こうあるわけですよ。まだありますけれどもね。だから、そういうことで何名予定をされておられるのかということをおきたいのですよ。

○鶴海政府委員 今回の地建委議に伴いまして、おおむね計画部として所要の人数、全部合わせまして——行政事務を含みます。それから河川部、道路部に設置される補助関係のもの、そういうものをひっくるめまして、七百四十人の人員が必要である。これは課別にはじましてやっております。

○大出委員 七百四十人というのは、前の話では全部なんじやないですか。そうでしょう。これは全部なら、大臣が認める補助金をもとに戻したら、人の異動は要らなくなってしまうじやないですか。

○鶴海政府委員 ただいま申し上げました人数は、行政事務の委譲も含めましての人数でございます。まして、その中で四百人程度が補助関係の課に従事するというふうに申し上げておるわけでありま。

○大出委員 どうもあいまいきまわるけれども、時間の関係があるから、しかたがありませんから聞きますが、それならば、補助金関係事務を除いては三百四十名、こういうことですか。

○鶴海政府委員 さようでございます。

○大出委員 私が聞いておる趣旨を申し上げておきますが、はたしてやれるかどうかということをお考えなければ、審議をした責任上困るのですよ。いいですか。事務をおろして、人をつけたはいいいけれども、そこで今度は地建が事務をやつていくわけですから、うんとふえていくのに、そうしたらそこはオーバークラウドになったりなんかして、あるいは事務が滞滞して、いまの陸運局みたいに、山ほど並んで、朝から行つたつて何時間かかるかわからぬということでは困るのです。だから、私はよく聞いておるのです。この中にはこまかく分かれておるわけですよ。だから、あなたのほうもこまかく分かれた資料くらいは——たとえこの補助金で言えば、建設技術研究補助金、国土総合開発調査費補助金、産業開発青年隊導入費補助金、以上これは計画局所管です。それから街路事業費補助金のうち、市街地改造事業に係る補助金、以上都市局所管。路面補修材料生産機械整備費補助金、市街地道路修復機械整備費補助金、以上大臣官房所管というふうに分かれておるわけでしょう。そうすると、皆さんが資料を出して、かくかくしかじかでこうなんだと言ってくればわか。そうすると、その範囲内で、はたして起こされた範囲の今日の事業を分散したらどの程度でどうなるかということは、私も官庁育ちだからわか

る。そういうふうに説明していただかぬと、はたしてやれるのかやれないのかという問題が起こるのだから……。

○鶴海政府委員 これにつきましては、地建の標準的な姿を考へまして、新たにでき上がりま。部といたしましては計画部、そのほかに道路部、河川部にも課を設置いたしまして、標準定数を考へて人数をはじいたわけでございます。これは地建によつて、事業量の多いところはそれ以上になりますし、少ないところはそれ以下になります。そういうふうに各課別、各係別に計算いたしましてはじいた数字でございます。

なお、それでやつていくかという問題、これにはいろいろ問題があるかと思ひますけれども、従来本省でやつておりました人数、これは非常につき作業であつたと思ひますけれども、補助関係で八十五人という者でございまして、おつたわけでございます。これは一カ所に集めてやつておつたということもありま。うし、非常にきつい仕事をやつておつたということもありま。それが将来の事業量の増大ということも考えまして、そういう追加をいたしまして、各地建に配分するということにいたしましたわけでありま。

○大出委員 そうしますと、地方建設局への「事務委譲に伴い、全地方建設局を通じて、七百四十人の定員を必要とする。このうち二百二十九人は、企画室の廃止等により地方建設局本局（一般会計）内において配置転換を行なうので、地方建設局本局（一般会計）においてあらたに四百七十五人の定員を増加する。」この件についてお答えをいただきたいのですが、具体的に人はどういふふう動くのですか。

○鶴海政府委員 今度の委譲に伴いまして、七百四十名という人数がそのために配属されるわけでございます。いふまでも、そのうち百九人は本省から持つていくことにいたしております。これは定数を持っていきま。同時に、人もそれだけ行くわけでございます。それから二百二十九人、これは現に地方建設局の本局で企画室につとめておる人

でございます。これは企画室が計画部に改組されるに件しまして、引き続き計画部で働くということに相なるわけでございます。残りが三百六十六人でございます。これは定数上は特別会計からの振りかえをいたしておりますが、実質的には欠員でございます。欠員で新たに三百六十六人というものを充員いたすわけでございますが、そのためには三百六十六人のうち本省から行く人も出ると思ひます。本省からは百九人だけが行くというわけではございません。本省からもこのために出ていくということも考えられますし、それから新規採用も考えております。なお、地建のものより事務所等からの配置転換ということも考えております。

○大出委員 これは実はあとの人員の異動にうんとからみますので、組合側でうんと心配しておることについては、できれば解いておいてあげたい、こう思つて聞いておるのです。そこで、先ほどのお話の、百九人が本省から行く――過欠員があるのかないのか知りませんが、百九人が本省から定数が行つて、人がついていく、こういうわけですね。二百二十九人は企画室関係の方々、これは今度は計画部ということで動くわけですね。それから三百六十六人で、これは欠員なんだ、本省からも行くのだ、本省から行くのは百九人だけじゃないということになると、本省からあと何人行くのですか。

○鶴海政府委員 本省から持つていく人数は現段階ではきめておりませんが、必ずしも定員が移つただけの人が移つていくのだという関係でないというのを申し上げておきます。

○伊能委員長代理 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○伊能委員長代理 速記を始めて。
建設省設置法の一部を改正する法律案の審議は、後刻にいたします。

○伊能委員長代理 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。田中誠治君。

○田中誠治委員 本来なら、与党の議員さんがいになりませんので、質問を始めるべきでないのですけれども、いろいろあとの行事その他も考へて、時間的な制約もございしまするので、厚生省設置法の一部を改正する法律案の法案内容に関連のある部分を御質問申し上げたいと思ひます。

その前に、私一番最初にお聞きをいたしたいと思ひますことは、いま国立病院へ行きまして、公立病院へ行つても、個人開業医へ行きまして、看護婦の不足が非常に訴えられておるわけなんです。したがつて、これは何といつても解消をしないわけなんですね。厚生省としては、こういう事態をどの程度把握され、この看護婦の不足をどうして充足されようとしておられるのか、まずその点からお伺いをいたしたいと思ひます。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○尾崎政府委員 看護婦さんが医療機関において不足をいろいろ困つておる、そういう実情はわれわれもよく承知しておるわけでございします。が、実態的に全国的な数字として申し上げますと、看護婦さんの病院、診療所において働いておられる方は、毎年一万くらいずつ増加しております。ちよつと数字を申し上げますと、看護婦さんで病院、診療所で働いておられますものが、三十二年末で十三万六千六つたものが、三十六年末では十七万三千、三十七年末では十八万三千、三十八年末は十九万三千、大体毎年一万くらいずつ増えております。これは看護婦、准看護婦を含めての数でございます。したがつて、三十九年末現在におきましては、二十万五千くらいになっておるのではないかとわれわれは推計をしております。なお病院におきましての状態は、これは病院の数もふえ、病床もふえておりますが、そのふえ方よりも、看護婦さん、准看護婦さんのふえ方

のほうが早く、したがつて、絶対的にも、相対的にも、看護婦、准看護婦の数は、病院内ではふえております。これは比率で申し上げますと、三十二年末が五・九、約六ベツドに看護婦一人だつたわけでございしますが、それが現在、三十八年末では五・三八、まあ五・四といつたしまし、約一割くらいよくなつておる、こういうふうな、絶対的にも、相対的にも、病院におきまして働いておられます看護婦さん、准看護婦さんの数はふえております。診療所を見ましても、診療所の数の増加よりも、看護婦、准看護婦のつとめておられますものの増加が同じく多いのでございします。しかし、こういうふうな全国的な数字といつたしましてはふえておりますが、労働条件の改善、たとえば昔は四十八時間制の労働条件でやつたおつたのを現在四十四時間制に切りかえる。そうしますと、それだけ看護婦さんの数も要る。また基準看護婦の採用というふうなところで、看護婦さんを各施設が集める。もちろんその基本に医療技術の進歩、専門化、さらに生活程度の向上によりまして看護婦に対する要求というふうなものがあるわけでございします。現在各施設ごとにおいて看護婦さんの奪い合いが起こり、また地域別に都合へ集中してくるというふうな傾向が起こつて、いろいろ各病院、診療所におきましてお困りになつておる状態でございますが、われわれはこれに對しまして、できるだけ看護婦さんをまづふやすというところに努力をいたしまして、養成施設をもつて看護婦さんを養成する場所をふやしていく。これに對しましては国もやりますが、補助金も出す、また学校制度を採用する、文部省のほうにお願いをいたしまして看護婦さん、准看護婦さんの学校をつくつてもらうというふうなことに努力をしております。さらに、看護婦さん、准看護婦さんの学校、養成所で、定員が、たとえば四十名でございしますと、三十名しか採つてないというふうなことがございしましたが、それはできるだけ定員一ぱいに採るようにお願いをする。また志望者をふやし、途中でやめないうようにするというふう

な立場から、奨学金を出さず、こういうふうな手を打つております。なお、この奨学金のほうは、いなかのほうで都合へ出てくるのを防ぐという、多少地域偏在の是正の意味も含めてやっております。こういうふうなことをいたしまして、看護婦さんの供給と申しますか、養成に努力をしておるのでございしますが、この四十年末におきましては、やつと少し成果が現れてきまして、学校の卒業までに二、三年かかりますので、手を打ちましてもすぐ効果があらわれるわけではなかつたのでありますが、毎年大体卒業生が、正看護婦におきましては三千五百から四千くらい、これも漸次上がつてきておりました。四千くらいだつたのでございしますが、それがこつとは入学者といつたしましては四千五百くらいになつておりますし、こつとの卒業生にいたしましては四千二百七十名ぐらゐの卒業生があるんじゃないかと思つておりますが、こういうふうに少しづつふえてきておりますし、准看護婦のほうは、一万三、四千だつたのがこつとは二万卒業しております。それで毎年の増加が大体一万ずつ増加しております。これが、こつとは一万六千ぐらゐの増加になるのではないかと。やめていく者がございしますので、卒業生の数だけふえていくわけではございませんので、こういうふうな増加も少しよくなつてきておりますが、しかし、これはまだまだ不足分を十分補うだけにならないので、さらに一その努力をいたしたいと思つております。なお、こつの一基本には、看護婦さんの待遇の問題、また労働条件の問題等があると思ひます。で、われわれとしましては、看護婦さんの待遇をできるだけよくしたい。一番基準になりますのは、国家公務員としての国立病院、療養所等の看護婦さんの待遇だと思ひまして、この点人事院のほうにも強く働きかけており、大臣も実は人事院に直接お話し願うというふうなところまでやつていただいております。また、労働条件につきましても、できるだけこれを改善していくように努力を続けていきたいと思つております。

○田口(誠)委員 いま御答弁の中にもありましたが、中学卒業の人が正看護婦にならうとすれば、二年間専門の教育を受けて准看護婦の国家試験をとり、准看護婦になって三年間専門の勉強をして

正看護婦の国家試験をとる、こういうことになっております。それから高校卒業生の方は、三年間専門の教育を受けて、看護婦の国家試験を受ける資格が得られるわけなんです。大体この方式というのは、アメリカの方式をとっておると思うのですが、その点はどうなんですか。

○尾崎政府委員 アメリカは州によって違いまして、必ずしもそうではないんですけど、たとえば看護という制度は、アメリカではこれと同じようなものとしてプラクティカル・ナースというのがありますが、これもちょっと違いまして、アメリカの制度そのものではございません。

○田口(誠)委員 そこで、東大の医学部だけに四年制のコースがあると思うのですが、このコースを出られた方が正看護婦になった場合と、そうでなしに、高校卒業三年間専門学校を出て看護婦の国家試験を受けられる人との給与、待遇その他の取り扱いというものは、どう変わっておるかということも聞きたいと思います。

○尾崎政府委員 東大の衛生看護学科のほかに、聖路加だとか、三つか四つ四年制の大学があると思います。ただ、この方が卒業した場合の待遇は、おそらく国家公務員でいえば一号くらい一般の人より上になるんじゃないかと思いますが、私のほうではいま国家公務員になる例が少ないもので、すから、ちょっとここで正確なことを存じておりませんので、あとで調べましてお答えしたいと思います。

○田口(誠)委員 そうしますと、看護婦という人間の生命に関係する仕事に従事する人たちは、高校を卒業した人は専門的に三年間は少なくとも勉強してもらわなければならぬ。中学を卒業した者は、二年専門的に勉強してもらって准看護婦になってもいい、それから三カ年専門の教育を受けて正看護婦の国家試験をとってもらおうというこの程度のことは、やはり職務内容からいってやってもらわなければならぬものかということなんです。それをお聞きしたいというのは、看護婦協会なんかの場合には、いや、それほど教育し

なくても、一年くらい短縮してもいいんじゃないか、こういう御意見もあれば、そうでなしに、また地方自治体の職員組合等、特に保健婦等を同時にかかえておるところは、いや、現在でもちょっと不足であるから、もう少し専門教育を受けてもらって、その職務に従事してもらわなければ、人間の生命に関係する仕事をしてもらうのだから、こういうことを言っておるので、厚生省としてはその辺をどういうふうにかんでおられるか、お聞きをいたしたいと思うのです。したがって、そういうことから、現在病床の不足をしておるもの、病院の病床の増加と、それからこれに並行して現在も不足しておる看護婦の不足を充足していかなければならない、これは昭和四十五年までに解消したいという一つのお考え方があ

るのですが、基本的には、この看護婦になるまでの専門教育というものがどれだけ絶対必要であるかということが出てこなければ、こういう問題と取り組むになかなかむずかしいと思うので、その点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 正看護婦になりますのに高校卒業後三年、これは世界のレベルから見しても絶対必要ではないかと思ひます。あるいは四年と云う人もあるのではないかと。

それから准看護婦関係も、仕事の程度にもよりましようが、やはりある程度責任を持たせた仕事をやるのには、中学卒業後二年は絶対必要ではないかと思ひます。

ただ、看護婦、准看護婦、さらに看護助手というふうな方々も一緒になってもらって、できるだけいい看護をやっていく。そうして高度の技術があるほうが、むずかしいこととか指揮をする、こういうようなことで、体系として運営ができる、こういうことが必要になると思ひます。なお、病院の病床数の増加等も考えまして、現在働いておられます二十万の看護婦、准看護婦を二十五、六万まで昭和四十五年までにふやしていきたい、こういうような考え方でございまして、これは先ほどから申しておりますように、病床数の

増加等よりも、看護婦、准看護婦の増加のほうがより早く進んでいく、こういうような計画でやっております。

○田口(誠)委員 それで、准看護婦なり正看護婦になる場合の専門教育を受ける年限をその他の学校と比較をしてみますと、正看護婦になる場合には、短大卒以上の教育を受ける。年限も多いですが、資格もそれだけよいあるとしなければなら

ませんが、しかし、実際につとめる場合には、給料の面においては高くない。それから労働条件においては、これは看護婦という特殊な職業であるために、基準法等が除外されておる面もありますので、そういうことから看護婦になり手がな

いというところが、この辺のところから出てきておるのではないかと、こう思うわけなんです。その点をどういうふうに把握されておりますか。

○尾崎政府委員 人事院の御調査によりまして、高等学校を出まして三年間の大学教育を受けておられます方の給料は、民間とバランスをとりまして人事院がお定めになっておられますのは一万六千三百円だと思ひますが、それに対して正看護婦は、公務員関係は一万七千四百円になっております。ほかと比べますと、そういうような面ではよくなっております。民間の初任給は、これよりも少しよくなるような傾向になっております。

ただ、お話のように、夜間勤務がある、また危険がかなりある、患者さんのいろいろなやなことを聞くとかいうふうなことで、人間愛に立って働くたつとい職業ではございますが、かなり労働条件としては悪い面もありますので、そういう面から見ますれば、まだまだ待遇をよくしていきたい、われわれはこういうふうな考えておるわけであり

ます。

○田口(誠)委員 特殊な職務であるから、労働基準法からはずされております。しかし、夜間勤務なり超勤をやった場合には、それに相当するところの賃金を支払わなくてはなりませんけれども、現在のところでは、どこの国立の病院に行つてみましても、そして身近な国会の医務室の職員

等を見ましても、そのとおり賃金がついておらないように思ひます。こういう点を解消しなければ、看護婦の不足を充足することはなかなか困難である、こういうふうに考えておるわけなんです。が、その点どういうふうにお考えになりますか、何か自信ございますか。

○尾崎政府委員 夜勤手当のお話だと思ひますが、夜勤手当は、現在百分の二十五が加算になっておるわけでありまして、この点少な過ぎるとわれわれも思ひます。人事院のほうにこれをふやしていただきますように去年もお願いしておりますが、ことしもさらに一そう強くお願いしたいと思ひます。

なお、看護婦さんたちの志望者は、ことしは正看護婦関係は比較的多くなつてきているように、われわれのほうではいま推計をしている状況でござい

ます。

○田口(誠)委員 百分の二十五とか百分の三十五とかいうことは、これは書類の上にあられることであつて、そういう規定がなされておつても、事実支払われておらないということなんです。これは予算的な関係もあるのかもわかりませんが、

でも、事実支払われておらないところが多いのです。そういう点は把握されておらないのですか。払われておるといふように御認識なのですか。

○尾崎政府委員 私前に国立病院課長をやつておりましたときは、現場に入つて調べておりまして、看護婦さんのこういう超勤、夜勤手当というものは最優先に払うというようにやつて、現場でもいろいろ調べておりましたが、実施できておると私は思つておつたのでございまして。最近の一、二年調べておりましたので、あるいは先生の御指摘のようなことがあるかもしれませんが、そういうことはないようになりたいと思ひます。

○田口(誠)委員 この点ばかりやつておつては時間が進むばかりでございまして、この辺で終わりたいと思ひますが、いずれにいたしましても現在看護婦は不足しておる。病院の病床は不足をして

おる。特に結核とか精神病患者の場合は、これは相当重点的に考えていたかなくてはならないと思います。看護婦になり手のないということは、相当年月をかけて勉強をしてせっかく看護婦になり正看護婦になってみても、収入が他産業と比較して少ないというところに問題があるうと思ひますし、それからいまの超勤あるいは夜間勤務の場合なんかは、最低といえども、労働基準法に示されたものは完全に支給してもらわなくてはならないと思ひます。ところが、大体私であるという認識でございすけれども、実際的にはそうはなっております。これはお調べいただければわかりますけれども、こういうところから心を使つていただかなければ、いまの問題は解決しないと思ひますので、その点を私のほうからも強く要望申し上げておきますので、今後この問題に対する善処方をお願いしたいと思ひます。

それから、いま山仕事をやる場合に電気のこぎりを使って仕事をやる労働者は、白ろう病ですか、手がまっ白になる病気がありますね。これは私も、一つの職業病というように考えて、職業病としての取り扱いをしてもらわなくてはならないと思ひます。もちろんこの点については、問題は労働省にも関連がございすけれども、厚生省のほうでこうした病気の位置づけをしていただかなければ、労働省のほうでもこれが職業病であるとかどうかということは、これはなかなかつけにくいと思ひますので、この点について、ひとつ厚生省の御見解を承りたいと思ひます。

なお、こうした病人が全国的に最近どの程度出ているかという数字をつかんでおれば、お示しをいただきたいと思います。

○尾崎政府委員 このいわゆる白ろう病につきましては、私も先日雑誌でちょっと読みましたけれども、厚生省としては十分な調査をやつておりませんので、労働省のほうでいろいろお調べを願つておるかという連絡を私どもでもいたしましたら、調査をやつておられるということを聞いておるわけでございす。したがって、患者さんの数と

か、その症状、原因というようなことにつきましては、労働省のほうからお聞き願つたほうが正確なことがわかつて思ひますので、そういうふうにお願ひできればと思ひます。もし必要がございすれば、私が労働省のほうから聞きまして、御連絡いたしてもよろしくございす。

○田口(誠)委員 私どもの認識をいたしましては、病気に関係をするとは、これは基本的なものは厚生省で結論を出してもらい、そうして結論の出ているものを参考に、労働省のほうでこれは職業病にするとか、こういう取り扱いがなされると思ひますが、第一義的には厚生省だと思ひますが、その点どうなですか。

○尾崎政府委員 従来けい肺、じん肺などにつきまして、労働省のほうでいろいろ御調査を願つて、そして職業病として取り上げてまいりました。また、最近キーパンチャーなどいろいろ問題になっておりますが、そういうふうには、いままでは労働省が大体調査をせられてお考えになるといふふうな感じになっておりまして、今度の場合には、実は労働省から私たちにお教えを願つたというふうな状態がございまして、いままではそういうふうな動かし方をやつておりましたが、われわれといたしまして、やはり全体の疾病体系につきましては、医療局も主体性を持つという立場で考えてみたいと思ひます。

○田口(誠)委員 おわかりにならないけれども、質問申し上げても答弁がでないと思ひますが、労働省のほうで取り扱う諸病気でありますけれども、厚生省はそうした病気に對して取り組んで、厚生省のほうで結論を出されることは、これは当然だと思ひますので、労働省で取り扱う諸病気に對しては、厚生省のほうはノータッチ、こういうことなんでしょうか。

○尾崎政府委員 ノータッチというわけでもございせんが、労働省におもにやつてもらひ、それに対してこちらが協力をする。たとえばけい肺、じん肺などににつきましては、私たちのほうの療養所などが協力して研究班に参加するというようなことをやつております。また、労働災害、たとえば炭鉱爆発等の場合には、これは所管をつくべきであつておることではありせんので、われわれのほうで積極的に救急病院に入っていく、こういうようなことをやつておりますが、いろいろ仕事がお互いにあるので、その所管の仕事のほうでおもにやつてもらふというふうな、従来多少消極的ないき方をやつておりましたので、これは私たちがもう少し考え直してみたい、こう思ひます。

○田口(誠)委員 こういう問題につきましては、当然、労働省で取り扱うという問題になりますけれども、厚生省は厚生省の立場で研究をしてもらつて、そして専門的な病状の内容をデータとして出しておかなければならないのではないかと、こう思ひますので、その点もつけ加えて要望を申し上げておきます。

そういたしますと、今度は年金の關係ですが、今度社労のほうで問題になっておりますあの厚生年金保険法の改正の内容を見ますと、一万円年金といつて宣伝しておられるのですが、政府の説明していただくとおりでいきますと一万円年金になりすけれども、問題は、標準報酬月額二十年、二百四十カ月分を二百四十カ月で割つた平均が二万五千円になった場合に一万円になるということであつて、そうでなかつたら、これは一万円にはならない。七千円くらいだろと思ひます。だから、あの一万円年金といつて打ち出されている、また宣伝されている内容からいきますと、現在の被保険者が何年後になれば、あの二万五千円が標準報酬月額二十年分の一カ月の平均になるのか、この点をまずお示しをいただきたいと思います。

○山本(正)政府委員 一万円年金と申しますのは、御指摘のように、標準報酬月額が二万五千円の場合に、定額分と比例分で一万円になるのでございまして、現在出ておられます年金の受給者につきましては、これは過去の平均が一万五千円くらいでございすので、基本年金が八千円くらいになります。

それでいつ一万円年金が出てくるかということでございますが、炭鉱等におきましては、これから年数加算がございすので、今後出てくる年金の受給者は、一万円が出てくるわけがございす。一般の労働者につきましては、これは大体最高の保険料を納めておつたのか、平均を納めておつたのか、どこを取るかによつて違ひますけれども、平均を納めておつたものにつきましては、昭和四十二年ごろから受給されるものについては、一万円年金が出てくる、かように考えております。

○田口(誠)委員 社会党も案を出しておりますけれども、政府案で考えまして、基本金額の二万円を五千円にして、それからあの千分の六というのを千分の十にして計算をしてみますと、現在給付金を持続する権利ができた人は、平均が一萬二千円から一萬三千円にしかなつておらないのです。それも相当給料の高い大企業に類したところのものになるであつて、全国平均の中小企業まで含めたら、まだうんと下がるわけですね。昭和四十二年あたり二萬五千円になるというふうな計算は、これは絶対にならない。それはほんとうにそういう計算をなすつてみたのですか。

○山本(正)政府委員 今後受給者として出てくるものにつきましては、一万円年金が出てくるかというふうな理解いたしましたので、一万円年金をもうう人も出てくる、これは中小企業に限つてのことではございせんかと、さように申し上げたわけがございす。

○田口(誠)委員 私の申し上げるのは、ただいま言つたところの二万四千の基本金額を五千円にして、千分の六を千分の十にして、それで標準報酬月額が最低三千円が七千円になったのを今度二十三等級にして、最高の三万六千円を六万円にして計算をしていただければ、そんな二年先ぐらいいくつかは、いままで十八年かけておる人がもう二年かければ平均が二萬五千円になるというふうなことは、絶対にありやしないのです。だから、何年先の人が二萬五千円になるかというこ

とであります。私は、二万五千元に二年先になるということなら、標準報酬月額平均のあの計算基礎にする数字の二万五千元というものは、もし二万五千元にならないものは最低は二万五千元で計算するんだというように出されれば、これは一万円年金になると思うのです。二年ぐらいなら、これは予算なんかをそんなに多く食うものではないと、そうして三万六千元が六万円というぐあいにならないうといふことになりまうと、相当増収になるわけなんです。そういうことから考えてみますと、どうもあれはごまかしというか、あまりこまかい計算をされておらない数字の出し方であると思うのです。ただいま二年ぐらい先ならなうといわれるけれども、実際それはなりません。それはどうですか。もしなるとすれば、最低は二万五千元は確保する、保障してやるのだ、こういうような法律案の出し方もあると思う。

時間がありませんので、この答弁だけで、あとは保留しておきます。

○山本(正)政府委員 私はいま、二年先ぐらいに出てくると申し上げましたのは、御承知のように、定額部分にも今回は年数加算を設けまして、二十年五千元、一年ごとに二百五十円という加算を新たに設けておりますので、さような意味におきまして、昭和四十一年ごろ出てくる年金の受給者については、一万円年金がずばり出てくる人がある、かように申し上げた次第でございます。

○河本委員 この際三時まで休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後三時二十九分開議

○河本委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横崎弥之助君。

○横崎委員 たいへん待たされましたが、ただいまから質問させていただきます。

総理府設置法一部改正審議の機会に、内閣に置いております同和对策審議会の答申について質問をいたしたいと思つております。実は、きょう総理府設置法一部改正と関連をして、同和对策の総括的な質問をいたしたいと思つておりましたが、諸般の事情で各省関係に対する質問ができまうので、総理府関係について、質問は一部になりますけれども、その他の点はまた次の機会にいたしますから、時間の関係もありまうので、ひとつ御答弁のほうも要領よくお願いいたしたいと思つております。

まず、いよいよ同和对策答申を出すことになつたわけですが、答申の作業が始まつておると思つておすけれども、いつごろ公表になるか、まずそれをお伺いしたいと思つております。

○日井政府委員 同和对策審議会の審議状況の御質問かと存じますが、これは御承知のように四部会に分かれて、それは調査部会、教育部会、環境改善部会、それから産業職業部会、この四部会それぞれ分野で専門的に調査をいたしまして、答申の作成中でありまう。そこで中間報告書は総会に提出済みでございますけれども、近く総会の報告書もできるわけでありまして、いま申し上げたような各部会における報告も大体来月、五月末までには一応原案がまとまる。これがまとまりまうと、審議会はこれらの部会の原案を総合的に取りまとまして、七月末ごろまでには内閣総理大臣に答申をする、こういう進行状況でございます。

○横崎委員 審議会の委員の方々は、会長をはじめたいへん御苦労いただいたと思つております。それで七月に予定される答申の内容は、岸内閣以来実際に政府が同和对策と真剣に取り組んでこれらたと思つておすけれども、いよいよいままでの作業のまとめをやつて、今後の対策の方向なり重要な指標を与えられるわけでございますから、私も期待をしておるわけですが、

そこで私はこの答申の内容について、まだ作業中でございますから、十分なお答は得られないかもしれませんが、たとえば大きく分けまして、実態をまず明確にし、そして各部門に分かれてその対策の方向、政策と結びつけた方向を打ち出すというように作業が行なわれておるのかどうか、これをお伺いいたします。

○日井政府委員 ただいま申し上げましたように、審議会におきましては、実態調査を実施いたしまして、そしてさらにいま申し上げた四部会でもとめた結果を総合して、これを答申に織り込む、こういうことでございます。同和地区の全国の基礎調査でございます。これは昭和三十八年一月一日現在によりまして、同和地区の戸数、世帯数、人口などにつきまして、関係地区の市町村を通じて調査を行なつたわけでございます。なお調査の結果につきましては、大体中間的な報告は集まつておりますけれども、その構成、それから答申の構想は、おおむねそれぞれの分野から見た部会問題の認識、それから現状、また問題点、それから対策の基礎方針、具体案、こういうようなものにつきまして、一応調査をいたしたわけでありまう。

○横崎委員 そうしますと、私は長官がどこまでお答えになれるかどうか知りませんが、私どもかねてから国会審議を通じてでも明らかにしておりましたとおり、この問題は、同和问题、いわゆる部落問題は、歴代の政府の責任であるという点には思ひます。つまり政治の責任であるという点をまず基本的にとらえる。そして憲法で保障をされております人権、これを国民の國家に対する権利として、あるいはその保障としてこれはとらえられておると思つておすけれども、そういう基本的認識からこの問題を扱われておる、そのように確認してよろしうございませうか。

○日井政府委員 この問題は、お説のとおりでございます。ことに戦後のあらゆる面において民主化され、また民主化の徹底を期しておるわが國におきまして、いまだにいわゆる部落問題と申しますか、同和问题というものがございまして、そ

してところによつて非常な差別的な状況にある、これはまことに遺憾千萬なことでございます。私ども常識から考えまうと実にむしろ意外に思ふのでございませうけれども、しかし、そういう地区がある、これは事実でございますので、そこではいま申し上げたように、まず実情を調べて、その実態をよく調査した上において、ひとつこれに対しての十分な対策を講ずるということが、仰せのように政府としての責任でもある、かように考えておる次第でございます。まず、環境におきましても非常に悪い環境の状態にあるように聞いておりますので、そういう環境をよくして、教育の問題についても、一部に非常な誤解というか、そういうものが災いしてしまつたにこの問題があるということとを、できるだけすみやかに解消の方向に努力してまいりたい、かように考えております。

○横崎委員 私は、きょうはこの部落問題で議論をするつもりはありません。これは別の機会にいたしたいと思つておりますから、それはいたしません。いま作業中でございますから、要望をいたしておきたいと思ひます。

この部落問題解決の基本的な方向といたしましては、いままで行なわれてきた同和事業の欠陥をまず明確にしておかぬといふことですね。そうしていままでやられてきた同和事業にこだわらずに、審議会で遠慮のない伸び伸びとした方向を出してまいりたい、私はこのように思つておす。当然それは日本の政治、経済あるいは社会、文化、教育、すべての面から政策と関連をさせて答申が出されるべきであらう。先ほどの長官のお答えを聞いても、そのような方向を言われておりますから、そうだと思うのですが、そこで、これは法的な裏づけあるいは十分なる財政的な裏づけを持つ行政措置ということを通じてやる、そういう点はどうでございますか。

○日井政府委員 この点は、審議会におきまして、いま申し上げましたように実態の綿密な調査等をいたしておりますので、おそらくその答申が七月中には出てまいりますので、その答申に基づ

きまして、できるだけその意見を尊重して、行政的にこれが解決の方向に、物的にもいろいろな面でやっていく必要がある、またやるべきであると考えております。

○橋崎委員　そこで基本的な方向といたしましては、この同対審は、総合的に、統一的に、積極的な部落問題解決のための行政を実施するように政府に対して要望する答申を出すであらうと思うのです。そこで、これは当然と思えますけれども、政府がその答申に基づいて忠実にその実行を保障するということを答申の中で言われると私は思いますが、そういう方向でやられておるでしょうか。

○日井政府委員　この同和对策審議会は、やはり独自の見地からそれぞれの学識経験者、専門家というふうな方がいろいろ研究されての答申が出されるのでございまして、また、ただいま申し上げましたような精神からできたのでございまして、そういう点につきましても十分審議を尽くして、りっぱな答申を出していただけたものである。ただし、その内容については、私もいまいからこうであろう、ああであろうということを予測することについては行き過ぎかと思えますので御遠慮いたしますが、審議会のできました精神から申しましても、りっぱなものが答申として出てくることを期待いたしておる次第であります。

○橋崎委員　りっぱなものが出てきて、そのりっぱな答申に基づいて政府が実行なさらないと、何にもならないのです。そこを私はお伺いしておるのです。答申が出れば政府は忠実にそれを実行に移すというお考えであるかどうか、その点なのです。

○日井政府委員　この点につきましては、先ほども申し上げましたように、政府の考え方も、そういう環境の悪い方面はすみやかに解消したい、従来もいろいろの施策を行ってきたのでございましてけれども、この際、より広く深くこの審議会において検討しての答申が出るわけでございまして、政府といたしましては極力これを尊重して、その答申の趣旨に沿って施策を講じていきたい、

こう考えております。

○橋崎委員　いままでも各種の審議会から出された答申がなかなか忠実に守られていないという政府のいままでの態度からして、私は少なくともこの同対審については忠実に、政治の責任でございすから、やるべきである、このように思うわけですが、

そこで、ちょっと事務局長にお伺いをしたいのですが、大体の答申の内容、方向というものは把握してあると思うのですが、特に今後のこの部落問題解決の方法として、審議会は基本的に何らかの法的な裏づけと申しますか、何か立法を考へておられるのか、あるいは何らかの、部落問題を総合的に解決するための行政機関が必要であるという方向が考えられておるのか、その辺ももしお聞き及びでしたら、お答えをいただきたいと思ひます。

○松永(男)政府委員　答申の内容につきましても、先ほど総務長官から申し上げましたように、現在鋭意検討中である。ただ、その方向としては、部落問題の認識、それから現状と問題点、対策の基本方針、具体案、この四つの項目を中心に今後つくり出すこと、いま各部会で草案の素案というふうなものかと思ひますが、それを練りつつある、これが五月の末までにはまとまるであらうという状況でございす。

その論議の中で、先ほど部会が四つございすとして申し上げましたが、産業職業部会は、部落における農林水産業、製靴などの部落産業の問題、労働条件の問題というふうなことをいま検討いたしておる。それから環境改善部会におきましては、環境改善小委員会、社会福祉小委員会の二つに分けてまして問題の掘り下げを行ないます。部落の劣悪な立地条件の現状、戦前から行なわれた地方改善のあり方等について検討いたしております。それから生活保護、社会福祉の行政体系などについても、検討いたしております。それから教育部会では、同和教育の基本方針、学校教育と社会教育の現状と方向、人権擁護行政のあり方等につい

て、審議されている状況でございす。基本的に四つの問題にしろというのか、まとめて答申にならうかと思つておりますが、その際、先ほど申し上げましたいわゆる基本法と申しますか、法体系をどういうふうなまとめるか、必要があるかどうか、それからこれに関連する行政機構を何らかの組織をつくることか、いかに悪いのかといううな点も、一部議論には出ておりますが、今後これがどういう形になつて答申案が出るか、まだ現段階ではわからないわけでありす。

○橋崎委員　これは問題点をずつと出して、そしてかくすべきである、かくすべきであるといういろいろな方策がそこに出されると思ひます。しかし、いかにして行政措置として現実にこれを総合的にやっていくかということが、実は一番最後の問題で重要だと思ひます。そこでこれを総合的に扱う行政機構なりそういうものが当然考えられるであらう、こう私は思ひます。一番重要なのは、ここはかなめであると思ひます。その辺がまだそう本格的な議論になつていないという、ちょっと私は奇異に感ずるのですが、重ねてその辺の最後の締めくくりと申しますか、行政措置をやっていく際のその窓口と申しますか、そういう機構は、いまお答えぐらいの程度でしょうか、その論議というの。

○松永(男)政府委員　だいたい前から、この論議はすでに委員の間で論議されております。現在もされておるといふ状況でございまして、五月の末の草案、七月末の答申までには、審議会としてそれについての結論が出るであらうというふうな考へております。

○橋崎委員　最後の締めくくりとしてのそういう行政機構なりは、当然考えられるであらう、私はこのように思ひます。

それで、きょうはおも立つたところだけしか質問できませんけれども、総務長官にちょっと最後にお答えをいただきたい問題があるのです。実はあなたは、当委員会に農地報償法を出されております。これは二、三年前だったと思ひますが、そ

の地主の状況を調べるために、たしか一億九千万でしたか、調査費を出されました。これは二回目、当初はたしか三千万くらいじゃなかったかと。どうしてそういう措置が行なわれたか、これはいわゆる農地解放に伴う政策の犠牲者として、国が補償するということの方から出されて、一億九千万もの調査費を出された。そして今回同委員会に農地報償法、一千五百億に及ぶ予算を伴う、そういう法案を出されておるわけですが、この部落問題というものは、終戦のときの政策の犠牲者どころか、これはずっと徳川幕府以来の今日に至る全く政治の責任であるし、政策の犠牲者なのである。それに対して岸内閣のときからやると本格的に取り組まれた。しかし、取り組まれましたけれども、予算的に見るとお粗末なものです。たとえば本年度直接の同和对策費は、幾らになつておると思ひますか。

○日井政府委員　今日までも同和对策に對しましては、各省それぞれ行政分野において対策を講じておりますが、ざっとこれを合計してみますと、四十年間においては約二十億くらい。それでも前年度は十六億でございましたから、増加しておるのでございす。もちろんこれで決して十分でないことは、私もよくわかつておるわけでございます。したがって、この答申が出ました暁におきましては、政府としてもこれに對してできるだけの措置もしなければならぬ、かように考へておる次第でございす。

○橋崎委員　お答えのとおりです。四十年間は約二十一億、昨年は十六億。この二、三年來四、五億ずつ上がつてきてはおりますけれども、四十年間は二十一億です。そこで事務局長にお尋ねしますが、同対審のいわゆる調査費ですね。本年度は三百何十万だったかと思ひますが、四十年間は百七十万くらいです。いままでも同対審ができてからの調査費の三十九年度までの全部の費用は、幾らになつておりますか。

○松永(男)政府委員　ちょっといま手元で調べております。四百何程度ではないかと思ひております。

すが、いま調べております。

○橋崎委員 長官、お聞きのとおりです。終戦時のあの農地解放に伴う地主の調査に一億九千万もお金を出して調査をされた。この部落の数は、当然実態として出てきておると思いますが。この重要な、しかも非常に範囲の広い問題に対して、四百万です。それが常識で考えても、これは何というおかしな現象です。いかにこれを一生懸命やりますと申されても、現実に政府がとっておる措置は、そういうことなんです。一億九千万と四百万です。この矛盾をどう思われますか。

○日井政府委員 審議会につきましては、もちろんその規模にもよりますが、要するに単に会議をして審議するということでは、これはもうたいした費用はかからぬのでありますが、しかし、実態調査をするということになりますと、相手の費用もかかる。ただ、私も詳しいことは知らぬですが、あまり大きなことは言えませんが、この調査につきましては、各府県の協力を得てやっております。また各府県におきまして、この問題をよく理解されて御協力をいただいておりますのでございまして、したがって、審議の費用、調査の費用に事欠くようなことはしてないはずでございます。また、もしその費用が同対策審議会に足りない、こういうようなことでもありますれば、いろいろ審議会も相当数多くありますので、またその内部の運用において多少の補いもできるはずでございますので、審議に御不自由をかけることはない、かように考えておりますが、確かに必ずしも多いということも申し上げるわけではありませぬ。

○橋崎委員 そんなきれいごとをおっしゃったって、数字が示しておるのです。いいですか。あなた方が大蔵省に予算請求をなさった額よりも、ずっと減らされておるのですよ。毎年、これだけあればこれだけの調査ができるとして大蔵省に予算を要求なすって、へずらされておるのに、どうして十分にやっておるということが言えますか。だから、長官、ここだけのそういう御答弁をし

たつて始まりませぬよ。もう少し、やはり実態に基づいて正直な見解を披瀝してもらわぬと、そういううわべだけの答弁じゃ、この問題は把握できませんですよ。それで長官、私が申し上げたいのは、答申が出て、相当何年計画を立てて、そうしてその専門の行政機構をつくって、法的な裏づけをやる、財政的な裏づけをやつて、相当膨大な予算を要する、このように私は思うわけです。それで、これは答申が出た後の問題になると思いますが、私は、長官にこの点だけいろいろ御質問をいたしましたけれども、答申が出たらそれを忠実に政府はやるんだという決意だけ、きょうは表明をさせていただいておけば、今後その表明と違ふようなことがあれば、われわれは追及していくかざるを得ない。最後に重ねて長官の決意を承つて、質問を終わりたいと思います。

○日井政府委員 ただいま調べましたら、二年間で、全国の調査等を含んでございしますが、六百二十四万円でございします。これは全国の調査でございしますから、実際これですべてといふと、えんないかもしれませんが、とにかく精密な調査のできるだけには予算を一応組んであるはずでございます。まあ審議会によりましては、産業災害防止対策審議会なども、初年度は六十五万円で、それで実際必要だというので、これはこれは一千万にふやしたのです。もっとも、これは海外に調査団を派遣するということで、そうふやしたのですけれども、でございますから、必要があれば、決してその予算をただむちやくちやくに減らすということではございせんが、しかし、いまお話しのように、問題は答申が出てきてからの問題でございます。これはもう申し上げるまでもなく、差別感に基づく人権的な問題でございしますから、その観点に立つて、答申が出ましたならば、当初申し上げましたように、これを十分尊重して、できるだけの努力をしていく覚悟でございます。

○橋崎委員 まああまりおしべりになりますと、ほろが出るのです。これは差別感に基づく問題じゃないのです。そういう簡単な事柄じゃない。いまひょっと出たのだと思ひますけれども、しかし、時間がないから、それをここで討論したつてしょうがないから、答申が出まして、本格的に私どもはこれと取り組む、そういうことを申し上げまして、きょうのところはこれで終わらしていただきます。

○河本委員長 大原亨君。

○大原委員 総理府では、各省でやつてない行政をやつておるわけですが、人事については、各省にわたる事項については、どのようなことをどのような法律に基づいてやつておられるか、これをひとつ伺います。

○松永(勇)政府委員 総理府には、御承知のように公務員制度調査室というのがございまして、一般職の給与に関する法律を所管いたしております。一般職のその実施面につきましては人事院というのがございしますが、法律そのものにつきましては、この公務員制度調査室でこれを所管するということをやっております。

○大原委員 その公務員制度調査室は、給与その他の立法事項をやる。人事院が直接法律の説明その他はしないわけですから、公務員制度調査室が公務員についてはやるのです。それで今度ILO関係の国内法が出てまいりましたら、公務員制度調査室との関係はどうするのですか。これは大体通ることになっていくのでしょうか。

○日井政府委員 ILOが通りますと、国家公務員法の一部が改正になりますと、総理府に人事局ができて、その中に公務員制度調査室も吸収される、こういうことになるわけでありませぬ。

○大原委員 それから公務員制度調査室あるいはそれ以外のところで、一般的に公務員の規律あるいは綱紀肅正などのことはやつておるのですか、やつてないのですか。総理大臣を補佐する仕事としてやつておるのですか。どこでやつておるのですか。

○松永(勇)政府委員 御承知のように、国家公務員は各省各庁の長、各大臣というものが、それぞれ

の省の公務員を直接監督、指揮しておるわけでございます。したがって、綱紀の肅正ということも、各省各庁の長である各大臣がそれぞれやっておりますが、これを全体として、総理大臣あるいは内閣として、総合調整と申しますか、そういう点では今後人事局がその衝に当たるようになるかと考えております。

○大原委員 全体の連絡、調整というようにことは、現在ではやつてないのですか。やつておるものとあるのですか。

○松永(勇)政府委員 現在では、特にそういう点を特別の任務として持つておる部局はございせんが、内閣としてそういう点を種々調整する必要があるという点につきましては、内閣官房で、内閣の下働き、事実上いろいろな点をやつておる、いわゆる庶務と申しますか、そういう関係でやつておる状況でございます。

○大原委員 内閣官房は、総理府の中にあるのですか。

○松永(勇)政府委員 内閣官房は総理府でございませぬ。内閣官房長官を長とし、合議体としての内閣に直接結びつく内閣官房でございします。

○大原委員 それで今度人事局ができる場合には、大体これはスムーズにいけば、やれ地主補償だ何だといつてがたがたすればわからぬですけども、ILOがスムーズにいけば大体通るでしょう。そういたしますと、まあ日井総務長官がおなりになるかどうかかわからぬが、これは國務大臣になるわけですね。総理府長官は國務大臣になる、そういうことですが、それは大体九十日以内に人事局を設置して、これは政令で定めるのでしようが、設置したら動き出すわけですか。

○日井政府委員 これは法律が公府されてから、政令で定めまして、九十日以内に設置する、こういうことになっております。

○大原委員 それからこれは内閣官房長官のもとに官房で取りまとめられるのだらうと思うのですが、私ちょっと総理府長官にこれを聞いてみたいのだが、これは予算委員会が総理大臣その他全部

のいるところでやればいいのですが、参議院選挙を前にして、やはり全部の省庁で役所の機構が参議院選挙のために動くということがあるわけですね。というのは、いま建設省のことをやれば、元の平井官房長ですか、それからこの私のどもの社会党の理事と同じ名前の山内君、そういうことでこれが問題になっていま捜査中ですね。つまり業者から金を集めたり票を制りつけたりするようなことで問題が起きたわけですね。(けしからぬ)と呼ぶ者あり)けしからぬ話です。そういう全体の各省にわたることは、総理府長官は関係ないわけですね。おたくのほうは恩給局その他については関係あるでしょうけれども、各省庁にわたっては関係ないわけですね。それで、恩給局関係は選挙運動をやられるということはないのですけれども、この問題はその点が明確になりましたから——これはおたくの管轄の中だけについてとにかいくる問題が起きたのですから、その点については、特に吹原事件その他あるときですから、きちんとしてもらいたい。その点については、普通の組合運動その他についても政治活動は限界があるわけですから、しかし、上級機関やその他から命令を下してやる場合には、税金を使つてやる、あるいは地位を利用してやるということに直接つながるわけですから、その点については、あなたの関係の省庁においてもきちんとしてもらいたい。各省設置法の審議にあたりまして、私もぜひともこの点は部内の規律を立ててもらわなと、吹原産案その他非常に大きな問題になっているわけですから、これは直接選挙には関係ないけれども、やはり黒い影、黒い金が動いておるわけですから、これは総理府においても十分自肅自戒をしてもらいたい。こういうことです。

○日井政府委員 これは公務員につきましては政治的な中立を保つべきことは、人事院の規則において列挙的に厳重に制限をされております。他省のことは知らず、私のほうのただいまお話しした局等におきまして、そういうことのないように

に厳重に監督をし、またそういうことは現在ないと信じております。

○日井政府委員 政府におきまして、学問の自由ということは、憲法に保障されているとおりこれを尊重し、確保することに努力いたしております。

○大原委員 それからもう一つ、いろいろ総理府に設置されるような機関があるわけですが、日本学術会議ですね。これは総務長官の知っておられる範囲でいいのですが、日本学術会議の評価といえますか、位階づけといえますか、これは法律ができました当時は、学者の国会というふうなことでやったわけですね。制度自体もいろいろ問題があると思うのですが、予算は年々ふえているのですか、減っているのですか。

○日井政府委員 ちょっと手元に資料がございませんが、学術会議は、これはもう当初から権威あるものとして今日まで引き続いて広い分野で学術的な研究やまた国際的な会議とか、いろいろな活動をしております。いずれ調べて御報告いたしますけれども、予算においても必要なものはつけてあるはずでございます。

○大原委員 これは心がまえですけれども、学術会議はやはり民主的な選挙によって——これは公職選挙法は適用はないそうですけれども、民主的な選挙によって選ばれた学者の意思表示の機関、あるいは自主的な学問研究の自主性を守る機関、こういうことで不当な権力の介入を排除するという意味で学術会議はできて、学問研究の自主的な体制ということで、非常に重きをなしておるのです。ですから、最近これを軽視する風潮があるわけですね。というのは、今日までいろいろの意思表示をしてきたことの中に、政府の気になぬことがあった。このあたりのものではいかと思ふのですが、しかし、これはあくまでも自主性ある機関として予算上も行政上も十分重視してもらいたい。いろいろな機関ができておるわけですから、その点につきまして、総務長官の御見解をひとつ明らかにしてもらいたいと思ふます。

○日井政府委員 政府におきまして、学問の自由ということは、憲法に保障されているとおりこれを尊重し、確保することに努力いたしております。

すので、したがって、学術会議等におきましても、そういう意味において必要な予算もつけ、広くできるだけ自由な活動ができるように配慮いたしておる次第でございます。

○大原委員 これは質問通告をしてなかったのですが、詳細にはできないのですが、今度は公取の問題です。やはり政府の機関からいいますと、相当これは煙たいところなんですね。たとえば私は薬務行政のことでいろいろやってきましたけれども、厚生大臣の薬務局の権限というものを、薬事法で、公取の権限となるべき事項を特に専門家であるそういうところの渡してあるわけですが、そういう研究をいたしておりますと、アメリカなどにいたしまして、連邦公正委員会ですか、そういうところを強化して、消費者や第三者を保護する——生活局をつくるという経済設置法の改正案が私ここに来ましたとき通っておりますけれども、公取等につきましても、十分消費者を保護する、国民の立場について自主的な発言をするという意味で十分尊重してもらいたい、こういうことです。これは特に要望しておきます。

それから質問通告いたしておりました同和対策審議会ですけれども、これは大体八月の十二日で終わるそうですが、いま質問がありましたから、各四つの分科会にわたる詳細な問題点に対する論議と、それから答申のあり方、尊重のしかた、実施のしかた等については、くどくどこで重ねて申し上げません。別の機会に関係各省庁を呼びましてやりたいと思ふのですが、私大体聞いておたので、すけれども、中座いたしておりますから、ダブっておる点があると思ふのだが、問題となる点は、実態調査をする際に、各都道府県、自治体がこの部落問題に対して理解をしない、協力をしていないところがあったのではないかと、最終的にはどのような状況になっておるかという点を、答申案の権威のために、私は今日まで社労や内閣委員会等におきまして促進をいたしてまいりましたから、最終段階にありまされども、そういう答申の完べきを期する意味において、この点につきま

してどのような実態であったか、こういう点をひとつお答えをいただきたいと思ふます。

○日井政府委員 全国的に各府県ともに非常に協力をしていたいております。しかし、東京都に人口移動、その他福祉行政の進展、こういうふうなことで、一般住民といわゆる地区住民とが混合して入りまじつておまして、対象の認識がなかなかむずかしい、こういうような事情もありまして、現在東京都からはまだ報告が出ておりませんが、しかし、この点につきましては、さらに厳重に調査の回答をひとつしてくれということ、なお要請を東京都のほうにいたしております。それからもう一つは神奈川県でございまして、神奈川県は回答がなかったのではありませんが、これは専門委員が現地へ参りまして調査を要請いたしました結果、近く回答が来ることに話がまとまったように聞いております。

○大原委員 ほかに問題のあるところはありますか。

○日井政府委員 ほかに府県ではそういうあれはございませんで、一応みな回答が参っております。

○大原委員 私は、これもいままでしばしば各省庁一緒になりまして部落対策を議論するときに議論したことがありますが、つまり実態調査ということ、非常に困難な問題もあるわけですね。調査自体が差別であるというふうな抵抗を受けるという無理難点もあるから、むずかしい点もあるのですが、しかし、これはやはり封建的な名残りがなお今日の社会の中においてもある、そういうことは事実でありますし、特に資本主義制度のもとにおきましても、弱肉強食というふうなことがあつて、そういう累積として実態にあるわけですから、その実態を科学的に究明をしておきまして、そうしてその上に立つて公平な政治をやるといふことができるのである。そこで質問を進めてまいるのでありますが、いままで議論になりましたモデル方式は、これは政治的につまみ金を出すということ

にも問題があるでしょうが、やはり差別を再生産するということで、事態に即した——しかもモデルがモデルだけに終わって、全部の地域に公平に浸透しないというふうな問題もあつたわけであります。そういう問題から言ひましてきわめて重要な問題になるのですが、モデル方式を審議会はどのように議論をし、答申の上に反映をさせておられるのかという点を、これは審議会のほうでよろしいけれども、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○松永(勇)政府委員 モデル地区を選定して調査をするという事は、三十四年の閣僚懇談会できめました対策要綱に基づいて現在やっております。このモデル地区に各省の施策を集中して実施していくという事は、ある程度の効果をあげているのではないかとおもうに思つておりますけれども、しかし、この点につきましても種々の議論があることは、御承知のとおりであります。同和対策審議会でもそういうこともあわせて検討いたしております。答申に沿つて考えていきたいというふうな考えております。

○大原委員 学識経験者を入れました同和対策審議会、自主的に民主的に十分討議していただくことは異議がないのですが、いままで国会で議論した中で、たとえば農業関係、あるいは漁港の関係、その他厚生省関係でも、部落の実態に即してモデルをつくりながら、これを拡大していくということについては全く総合計画がなくて、とかくモデルだけを取り上げて選挙対策やその他にやるというふうなことになる、これは本来人権や人道を尊重する、こういう点から議論をされてきたのでありますから、国会におきましてそういう議論があつたという点を十分に念頭に置いて答申の中に一つの結論が出る、あるいはそのように運営をするという点については、十分留意をしていただきたい。その点につきまして、どなたからでもよろしいから見解をひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○松永(勇)政府委員 審議会にもそういう議論があるということは、審議会の討議の中で委員の諸公はよく存じておられます。そういうことも含めて十分なる答申があると考えております。

○大原委員 同和対策審議会ができました経過その他も、これは超党派的に皆さん方が議論をして、議論の中からできた。問題はきわめて困難な問題でございますが、文化国家といたしましてはまことに恥ずべき問題であるわけでありまして、したがって、ある意味では、今回は八月十二日を期限として、御答弁になりましたように、六、七月ごろにでき上がったる答申というものは画期的なものでございまして、これが実施につきましましては、いままでの審議会が答申倒れになる、こういうことのないように、ちょうど時間的にも予算の編成期に關係いたしておりますから、八月段階くらいでは事務局等においても来年度予算については審議会に合う段階でございまして、大蔵省に對しても強く正当な要求をされて、せめてこれが具体化に前進するように強く要望をいたしたいと思ひます。その点につきまして総務長官の御答弁をいただきまして、私の質問を終わります。

○日井政府委員 この点につきましては、檜崎委員にもお答え申し上げたとおりでございまして、この答申が出ました後におきましては、その趣旨に沿ひまして、極力その答申の結論が実現に移るよう努力をする覚悟でございします。

○河本委員 大出俊君。これは全然質問をしておりませんので、やはりはっきりしていただくところはしていただかぬと困るというふうにおもつておるのですが、提案理由の説明文に「港灣労働の需給調整、港灣運送の近代化、港灣利用の改善等、港灣に関する諸施策を総合的に推進し」と、こうなつておるわけですが、これでもう少し端的に言えば、港灣労働という面、それから業という面、三つ目は管理という面、こういう理解でいいのかわるかとい

う点を、つまり港灣調整審議会の仕事の内容として長官からひとつ御答弁を承つておきたいと思ひます。

○日井政府委員 港灣労働につきましては、いろいろ複雑な面もあるようでございしますが、港灣そのものの施設設備の整備ということばかりでなく、港灣の労働者の需給関係、これにつきましまして、各港灣関係の事業者とも深い關係がまたあるわけでございますので、これらを総合的に判断いたしまして処理していかねばならぬ、こう考えますので、港灣調整審議会も、やはりそういう観点から、事業の運営につきましても、また、労働者の需給の上におきましても、円滑、円満にいくように、こういうあらゆる問題につきましまして総合的に御審議をいただくもの、かように考えております。

○大出委員 一点抜けているのですが、そうなりますと、二つになつてしまふんですね。そうなる、港灣利用の改善というのはどういう意味ですか。

○日井政府委員 港灣利用の改善という、荷物を運搬といひますか、港灣を使う海上あるいは陸上運送のことに関するのではないかと、こう思うのです。

「知り過ぎてゐるんだから」と呼ぶ者あり」
○大出委員 それは確かに、私も前にあれだけ質問をしてゐるから、知り過ぎてゐる一人ですけれども、事これは法律ですからね。後ほど港灣調整審議会がいろいろな議論を續けていく中で、特に港灣労働法の施行は延期をされておりますからね。運輸省で言うところの近代化プログラムの考えれば、本年は港灣管理であり、来年は港灣の業の面であり、その先に労働という形になつてくるわけですね。そうなりますと、やはりはっきりしておくとおつておいていただかないと、七名の委員の方々がおり、専門委員が二十名並ぶわけですから、ひとつ間違えば専門委員会はけんか場になるかもしれぬ。したがつて、名称のとお

り、港灣調整の審議をするわけでございますか

ら、そういう面で仕事の分野をはっきりしておいていただかないと、そういう意味で申し上げておるのですから、ひとつこのところは、もしぐあいが悪いようであれば、私、そのために關係労働省の方々とそれから運輸省の港灣局長とお名ざしをしたのだが、局長さんのお顔も見えませんでした——これはたいへん失礼いたしました。そのところをひとつ長官からでなくてはけっこうですから、御無理を申し上げておるわけではございませんので、お答えを承りたいのです。

まず、御回答をいただきやすいように申し上げますが、労働省の側としては安定局長さん、おられますが、主として「需給調整」とだけなつておりますけれども、大づかみとその中心とを述べていただきたいのですが、この調整審議会が一体何を中心におやりになろうとするか。これはもちろん港灣労働法の第三条に言う「労働大臣は、毎年、港灣ごとに、港灣雇用調整計画を定めなければならない。」この調整計画を定めるにあつては意見を聞かなければなりませんから、そういう関連が法的に出てまいります。したがつて、それらとあわせて、一体何をこの港灣調整審議会で調整をしていこうとお考えになつてゐるか、港灣労働法關係の分野でこれをお答えをいただきたい。

それから次に、港灣運送の關係は、御存じのとおり、運送事業法の關係ですから、そうなりますと、その面で運輸省の側としては、片や港灣審議会が運輸省にございしますが、それらとの關係で、この中で一体何を考えになつておるのかという要点をお聞かせをいただきたい。

それから、もう一つあわせて、これは運輸省の關係になりますけれども、「港灣利用の改善等」と、こうなつておるのであります。これも前回局長に微に入り細にわたつた御質問を申し上げて、またずいぶん勉強されておるところの御回答をいただきましたからわかつておりますけれども、その中心点をひとつお述べ置きたいと思ひます。
○日井政府委員 一つ抜けておるじやないかという事は、おそらく關係行政機關の施策の総合調

整ということだと思つてございます。灯台もと暗しで、まことに申しわけございませんですが、この点につきましては、専門の關係省のほうからひとつお答えをいたします。

○有馬政府委員 一番大きな問題は、二つあると思います。一つは、需給調整計画の策定、これについて審議会の意見を聞く。もう一つは、納付金の徴収、金額等について意見を聞く。この二点が一番大きな点でございますが、やはり事業面、港湾の管理面とこれらの問題は総合的に関連をする問題でございますので、そういう審議会の場で意見を諮問するという形に相なると思ひます。

○佐藤(肇)政府委員 運輸省といたしましては、港湾運送事業の近代化そのものは私どもの所管でございまして、これを進めていく上におきまして、労働の問題は労働省と關係がございまして、さらに荷主官庁として通産の關係がございまして、そういう点で近代化に関連して關係行政機関との総合調整をやっていくということが一つございまして、もう一つ、港湾の利用ということがございまして、これは、私ども一番大きな問題になっておりますが、月末、月首における船込み、ピーク時が非常に高過ぎるということが、利用の改善でございまして、ぜひこの問題はこの審議会で御審議いただきたい、かように考えております。

○大出委員 いまお話が出ましたので、そこだけ念のために承っておきたいのですが、月末、月首の集中配船の形のもの、船込みですね。これについての根本的な原因をどのようにとらえておられるかという点を承りたい。

○佐藤(肇)政府委員 この問題は、要するに商社の金繰りと申しますか、為替決済の問題が一番大きな問題になると思ひます。もう一つは、そういうことから荷物を集めやすい時期がおのずからさまるものですから、船のほうはある程度待つてもその時期に荷物を集めようとする、それが大きな原因であると思ひます。

○大出委員 長く論議をする気はございません。ございませぬが、出たことをそのままにするわけにまいりませんので、念を押しておきます。たとえはいまのお話の中の金の問題、あるいは金利の問題、戦前の例から言いますと、金利を政府が持った場合もありますね。FOB方式をとる場合、たとえB/L、船荷証券で入ってくる。これを最近の傾向として、上屋なんかより倉庫をつくれとの意見がございまして、おそろく倉庫に入れた、かぎをかけてしまひまして、倉庫証券を発行しますね。有価証券ですから、そうすると、決済はまさにびたりついてしまふ。そうすると金利は要らない、そういう問題が出てまいりますね、つまり金利面については相当お考えをいただかなければならぬ、ただ、この場合に考えなければならぬのは、かといって、上屋の性格からいって、三日なら三日を置いて検査するという性格を持っておるわけですから、金の面からいって、船主協會等の意見あるいは荷主、こういうほうからそういう意見が強まるからというだけで倉庫へ倉庫へというふうなことになる、ここにもまた問題が出てまいります。こういうふうなところは、いまの段階でお答えいただくのは無理かもしれぬけれども、いま出ました話としては、そこあたりはどのように御研究になっておるのか、承っております。

○佐藤(肇)政府委員 この問題は、上屋を倉庫にするということではございせんので、船積みする前に上屋に船主が受け入れた場合に、レシーブのB/Lが発行できるようにしたい、こういう趣旨でございまして、

○大出委員 ところで、利用の改善というものの中に、さっき私が口にした管理という問題、あるいは経管という問題、こういうふうな、いまいわれた月末、月首の配船の話が中心になっておつたようでしたので念を押すのですが、それらの問題は、港湾調整審議会の仕事として運輸省の側から見てもその辺のことも持ち込む、こういうお考えがありますか。

○佐藤(肇)政府委員 先ほど申し落としました、港湾管理そのものは、管理者並びに運輸省が責任を持てばいいと思つてございまして、広い意味におきます港湾行政というものは、非常に複雑多岐でありまして、こういうものの調整ということをはかつていただきたいということは、非常に重要なことだと思ひます。

○大出委員 たとえば、例をあげますが、さっきお話に出ました、少し船を待っても荷物の集中度合い等を考えてということになるのですが、たとえばいつかもし上げましたように、一メートル動かしでも横持ち料を取られる世の中ですから、そうすると、定期航路あるいは定期船、船主別等を考へて、そういう策定のしかたをすれば、いやでも底でも一カ所に荷物は入つてある、ないしは積んであるはずですね。そうなりますと、さっきいわれた月末月首の集中配船のものは、計画的にということが出てくる。ただ、この面から推し進めてまいりますと、はしけ回漕等が必要でなくなる面がたたくさんあったり、沿岸荷役というものも必要なくなる面もたたくさんあるわけですね。そうすると、いやでも底でも業とからみ、労働とからみ、この港湾労働法第三条にいうところの港湾雇

用調整計画の策定、これは労働者の数が中心ですね、港別の。そうなつてまいりますと、当然それとからむ。だからこそ二年先と、こういうふうになつておるわけですから、したがって、まず第一年度に経営を考へて、次に就業を考へる、こういうわけですから、そうなりますと、その辺までを含んだ調整ということになるのかどうか。この辺は一体どういうふうにお考えですか。

○佐藤(肇)政府委員 この港湾労働法の施行後二年以内ということと、私どもが考へている近代化対策ということとは、必ずしも結びついた因果關係からきたものではないのでございまして、やはり港湾労働法という新しい法律を施行するということについて、これは労働省御自身もそうだと思いますが、關係の業界、また利用者として

の船主その他からも、端的に申しまして非常な不安があるわけでありまして二年以内ということでは、できるだけ早く実施するわけでありまして、たとえば定数をきめる問題にいたしましても、この審議会でも十分議論してもらつて、こういう趣旨だろうと思ひます。私どももいたしましては、それはそれといたしまして、なるべく早く近代化をやつていきたい、こういう気持ちでございまして、しからば、近代化ができたならば、二年後には労働者というものは十分になるのではないかと、このことではございますが、私どもは近代化の緒につけるといふことで、二年たつて緒につきましても、それがスムーズに動くということは相当努力を要することであると思ひますし、一方、現在想定いたしますところでも、外国貿易の貨物というものは逐年ふえてまいるわけでございますので、どうしてもこういう法律によって労働者を確保する必要と近いものは、近代化されてもなお残るといふように考へるわけでございます。

○大出委員 端から片づけていきますが、この間は港湾局長さんに質問したときに、市が半分金を持つて乙仲の人たちが半分金を持つて会社をつくつたがどうかという、乙仲でなくて倉庫業です、ということですが、まさに倉庫を持つていて乙仲なんですから、倉庫業と言つても倉庫業で間違いないから反論しませんでした。そういう面から見て、いまこままできている段階で、前改正の時期から見て、業者の登録認可は免許制度になりましたからね、いまの時点でもこままで進んだのですか。

○佐藤(肇)政府委員 三月末におきまして八三%達成されておるわけでございます。

○大出委員 三カ月たしか延ばすのですね。六月までですね。そうすると、六月末までにはどういう結果になるとお考へになつておるのですか。こままで見て見通しがつかないはずはないと思ふのだが……。

○佐藤(肇)政府委員 私どももいたしましては、この見通しといいますよりも、現在三月以内に基

準に合致しないものについては却下する、こういう書類を出しているわけでございます。それに基づきまして逐次努力をいたしまして基準に合致するものが出てまいりまして、四月は、さらにそのうち、いまちょっと数字を持っておりますが、免許可能なものが出てまいります。それから五月に至ればその基準に到達するというところで、免許を与えることに予定しているものもございいます。しかし、最終的にはどうしてもだめだといふもの、取り下げざるを得ないものが若干出ることとは、やむを得ないと思ひます。

○大出委員 そういふ資格に合致しない業の関係者の統合その他を推進されておりますね。そういうことをやってもなおかつ残るものは残る、こういうお考えですね。

○佐藤(肇)政府委員 却下せざるを得ないものが出てまいります。

○大出委員 大体考え方はわかりましたが、安定期局長さんのほうに幾つか確かめておきたいことがあるのですが、四、五、五の関係になると思うのでありますが、港灣雇用調整計画を五条の場合には変更しなければならぬところまでうたつてあるわけですね。年度当初に立てた港灣雇用計画が途中で変更されるというふうなことをここにうたつておられるのは、どういう状態をお考えでうたつておられるわけですか。

○有馬政府委員 経済の事情が大きく変動いたしましたので、年度当初に立てた計画が大きく狂うというところも、ごくまれなケースですけれども、想定せざるを得ないというので、この五条を規定してあるわけでございます。

○大出委員 私の聞いている趣旨をもう少し申し上げますと、つまりこの法律は労働者のためにつくられた法律でなければならぬ筋合いです。ね。将来に向かつて新しい港といふことになった場合に、さきき例をあげて申し上げたように、非常に労働者の需要が少なくなってくる。古い港の場合には別です。新しい神戸の埠頭じゃないけれども、灘ですか、ああいうふうなことになるって、

ポートランドを前のほうにつくって大きくしようという計画があるのです。そうすると、さききの港灣局長のお話のように、倉庫に入れておこうと、積んでおこうと、野積みしようとして、入ってきたらすぐ出していけるという形ですね。そうなるまいりますと、その面から労働者は要らなくなると、あるいは荷物の積みおろしにしても、いきなり横づけにして接岸をしてトレーラー方式で上に揚げていって、そこで検査その他チェックしていく。向こう側には臨海高速その他が入ってくるから、トラックも横づけする。そういう点において労働者が要らない面がある。そうすると、逆に、そちらのほうで進行していく過程で、年度当初はこういう計画を立てたのだが、この辺で荷役労働者が要らなくなるからというので規制をされる。そういう面がこの法律の側面としてあるとすると、非常に困る。いまから考えておかなければならぬことになるという点が心配なのです。だから、こういう表現をされたということに勢ひひっかかるわけで、それで質問をしているのですが、そこらあたりは、労働省ではどうお考えになりますか。

○有馬政府委員 調整計画は年度当初に港ごとに具体的に立てるわけでございますので、いま御指摘のありましたような設備の整備あるいは事業の近代化、こういった要素は大体年間の見通しは立てて、この辺で狂ってくるということはまずない。荷物の量が国際的ないろいろな景気の変動によつて大きく動いてくるという場合が、この五条の事情の変化ということに一番びつたりするのじゃないかと思つておるわけでございます。

○大出委員 つまり私の心配したような面はないというふうなお答えになると思つたのでありますが、いまの荷物の状況を把握するという面からも、月末、月首の集中配船等の問題が緩和をされていくということになりますと、労働者の把握、つまり労働者の数の設定、そういうようなものは波動性が少なくなる。今日のようないふふなる。そういう面からうでしょう。そうなるって、そういう面から

もちよつと心配な面があったのですが、いま局長が言うところによれば、つまり労働者をそういう面から規制をするような意図のものではない、こういうことになると思つたのですが、その点はそういう理解でよろしゅうございませう。

○有馬政府委員 そういふ理解でよろしゅうございませう。

○大出委員 ここで十六条関係になるのでありますが、「公共職業安定所に日雇港灣労働者に係る求人申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては日雇港灣労働者を雇入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。」こう書いてあるのですが、この理由というのをあげておいていただきたいのです。

○有馬政府委員 これは通常の状態では想定できないのですが、交通、通信の状況が非常にたえなくなる、あるいは安定所が火災その他の事故で機能を喪失する、こういった場合を一応考えております。

○大出委員 そうすると、省令の内容はそういうことになるというふうな理解していいわけですね。

○有馬政府委員 そうでございます。

○大出委員 それから十九条なんです。これは簡単に申し上げます。「登録日雇港灣労働者以外の日雇港灣労働者は、登録日雇港灣労働者によつてはその求人を充足することができない場合において紹介するものとす。」こうあるのですが、これは今日の状態で通常の何を意味しますか。

○有馬政府委員 現在の港灣以外の民間の一般日雇い登録者をさしておるわけでございます。

○大出委員 もうわずかで済みませんが、二十一条の「事業主は、その雇用する港灣労働者をしき内に居住せしめなければならない」とこれは社労あるいは合同委員会等で一ぺんだけ出ているのでありますけれども、この努力義務だけにしているのではありません。法律にはあるいはこれしか書けない

のかもしれないけれども、これは三・三答申の趣旨からいふと、どうもこれではあまりにも弱過ぎる。予算のつけ方等からいひましても、どうも私は気になるのであります。これについての先行きの計画的なものはお持ちではないのですか。

○有馬政府委員 これはいま具体的に計画を用意しておるわけではございませんが、法律が施行になりますと、当然長期計画で住宅の問題、それから船だまりの整備の問題、両面を計画的に、長期的に解決していかなければ、この努力義務は達成できないと思ひます。そういう意味では、法律が施行になりましたら、長期の計画を立ててこの問題を解決してまいりたい、かように考えております。

○大出委員 くだいようであります。これは前の質問ではきわめて抽象的な念のために申し上げておるのですが、どのくらい住宅が、この法律が施行になることを想定しながら、ないしは今日の時点で必要になるのか。つまり船内居住は三・三答申の趣旨によつて廃止ができるのかという想定をされる数字が、この法律を書く以上はなければならぬと思う。したがって、その数字について、何年計画なら何年計画で、地方自治体あるいは事業団等の協力を得ながら、こういうことで船内居住はなくなりいくのだというプログラムなりプランをおつくりいただかないと、いま船内で居住をしている人たちの救済ができない、ないしは将来にわたつての展望が出てこない、こう思つておりますので、そのところを概略申し述べておいていただきたい。長いことは要りません。

○有馬政府委員 現状におきまして、大体二千世帯くらいが船内居住をしておると思ひますが、これを陳揚する要策案としておる、千五百世帯くらいを一応想定しております。港別にありますと、大阪とか東京というところが中心になるわけでございますが、これはやはり港ごとに具体的な計画を立ててこの問題を解決していかなければならぬので、いまここで三年計画、五年計画というところで具体的に申し上げる段階ではないこと

を御了解いただきと思います。

○大出委員　これは一番のどん底なんですから、ことしの場合もわずかながらでも予算をつけておられるのですから、将来に向かってなるべく早い時期に、計画的にこういうふうに解決していくというふうな青写真をおつくりいただくことが私は必要だろうと思うので、これは要望にとどめておきます。

三十条の雇用調整手当の支給とからんで、日雇いと常用の關係で多賀谷さんから質問が出ておりますが、いつもあの議事録だけでは、行政措置のようなことで納得いたしかねるのでありますけれども、その後あれから日にちがたっておりますが、御検討の結果どういうことになっておりますか。

○有馬政府委員　社労で多賀谷委員にお答えをした考え方で、具体的にはこの法案の二十六条の「事業主の努力義務」、この条項を最大限に活用いたしまして業界を指導して、その問題の点は解決をしていきたい、かように考えております。

○大出委員　以上の点念を押したわけでありま
すが、前に論議をいたしておりますこととはほとん
どダブっていないつもりでありますので、ごかん
べんいただきます。

それから基準局長のほうに承つておきたいのでありますけれども、なるべく論議を少なくする意味で、基準法上の港湾労働に関する問題点をとおあげいただきたいということを有馬局長にお願いをしておいたのでありますが、おとといですか、その内容をいただいたわけであります。そこで二、三質問を申し上げておきたいことがあるのであります。所定労働時間という形の中で、原則として一日八時間労働制及び週休制をとっているが、業態の特殊性として波動性が大きいこと、停泊時間が制約されていることなどから、実際の労働時間が不規則になりがちであり、また長時間労働にわたることが少なくない、こういうふうに言っておるのでありますけれども、この辺はもうちょっと具体的に言うていただきたいというふうに私は

思うのであります。もしそうなった場合に、労働省側としては、それらの極端な長時間労働等をどういうふうに救済していくかというようなことも出てまいりましょうし、どうもあまりひど過ぎる態様が現実にありますので、もう一言先のほうを言っていただいたいと思います。

○村上(茂)政府委員　御指摘の長時間労働につきましては、基準法との関係におきまして例外的な措置をとるにいたしましたとしても、御承知のように三六協定によるとか、あるいは就業規則によって明確化するとか、こういう措置が考えられるわけでありませう。ところが、就業規則等の制定につきましても、御承知のような業態でありますので、なかなか明確にならない。その問題は、基本的に港湾荷役の労務管理の問題とも実は関連いたしました。

ております。したがって、労務管理の近代化対策をこの面に推し進めると同時に、その中の一つの重要項目として、就業規則等によるそういった問題の明確化という問題が考えられるわけであり、そういう点から、私どもは四十年度の施策としたしましては、港湾荷役における労務管理近代化、基準法の線を守る方策をどういうふうに具体化していくかという点について努力をいたしたいと思っております。

○大出委員 これは先ほどの港務局長さんのお答えとからむのですけれども、つまり業態の指導といいますが、そういう形のが逐次行なわれているのですが、あわせて労働省の側からも、個々のところについては行政的な手の入れ方ということはどうしてもなければできないと私は思うんですが、そこあたりをぜひ進めていただきたい。

それから、欠勤した日を休日に充てる場合も見られる、こう書いてあるんですが、それもずいぶんおかしな話でございまして、いまのページの一番最後に、四週四日のワクの中で処理される場合が多く、欠勤した日を休日に充てる場合も見られる。これもずいぶんつじつまの合わないところですから、同様に御配慮をいただきたいと思うわけであります。

それから休業手当の支給にあたって必要額の計算に誤りのある場合があるという、これは一体どういふものを指しておられるのですか。第七表の港湾労働者職種別賃金のイのところと関連はあるのですが、時間外労働の割り増し賃金の計算が繁雑であり、法違反となる場合があるとは何かという点が一つ。

それからもう一つ。いま申し上げた休業手当の支給にあたって必要額の計算に誤りがある場合がある。場合があるとお出しただけると、それは一体何であったか、どうするおつもりか、ここまで言わざるを得ないわけですが、そのところを簡単に一つ。

○村上(茂)政府委員 特に休業手当の計算につきましては、御承知のように平均賃金方式をとっておりますが、平均賃金の算定をします前提としておの給与体系がある程度合理化されて簡素化された場合ですと、平均賃金が算定しやすいのですが、御承知のような給与体系でございますので、計算にあたって、計算のミスもございますし、いろいろ問題があるということでございます。この問題も、究極は賃金の支払い形態の問題に関連してまいります。平均賃金の誤り算定とか、あるいはそういった問題を処理する以前の賃金体系の問題もあらうかと思えます。この問題は、先ほど申しました労務管理近代化という中におきまして、是正をはかっていかなければならない法以前の問題もあるわけでございます。そういったものと関連して措置してまいりたいということでございます。

○大出委員　顔で動いているという面などがありますから、私が調べている範囲でも、このイの項にあった諸手当が多いため、時間外労働の割り増し賃金の計算が繁雑であり、法違反の場合がある、ということが事実あるんだが、ここでこれを論争する気はありません。ありませんが、明確に見分けがつくものについてこれを持ち込んだ場合に、たとえば行政解雇という面でそれは法違反である、こういうふうな判定がいただけるのかどう

か。これをばはつきりしていただけませんとせつかく出していただいても、じゃ、持ち込んだときには、ああこのうということでも困るんで、むしろこれは積極的に違反の事実をつかまえて——罪人をつくるのが能じゃないんだから、それを直させるという方向に指導していかなければなりませんので、それらのところはそう考えておいてよろしくございますか。いまは時間がありませんから出しますせん。

それでは、基準局長さんのほうは時間がかかりますから、そのくらいにいたします。

最後に、総務長官に総括的に承りたいのですが、社会労働委員会で港湾労働法を通しますときに、

簡単に読み上げますが、一つは、可及的速かに、

本法の全面的施行をはかること。二つは、本法の適用対象港湾の範囲を拡大すること。三つは、港

労働者の常雇化を促進し、日雇労働労働者に依存する割合を出来るかぎり低減させる方途を講

係者の意見が充分反映されるよう港灣調整審議会

の組織構成について充分配慮すること。こうな

えておきますけれども、いろいろなものを前向きでまとめますために、労働大臣あるいは各委員

の方々等が苦慮されて相談を進められている側面があります。この中で門前募集というか、門前雇

用という形のものが抜けている。この点については、時間がございせんし、ここで論争してもし

かたがありませんので、また参議院の段階があるわけでありますから、おそらく労働法関係のほう

はそちらでやりになると思いますけれども、その辺のことが両者の間で論議をされておりますか。

ら、念のために申し述べておきまして、この辺に御配意を賜わっておきたい。これは各関係の省の

方々をお願い申し上げておきます。
ところで、これは総務長官のほうに――総務長

官が長くやっておられるかおられないかは別として、これをつくったときの総務長官でございます。

から申し上げておきたいのでありますけれども、この各項目は、おのの委員の方々が与党、野党、労働大臣、こういふ中の中、苦心を、いろいろなやりとりの表面に一番出しやすいものの集積で、私は努力の結果だと思ふ。したがって、それらの経緯を十二分に御尊重いただきたいというふうに考えているわけでありまして、この点長官はどのようにお考えいただいておりますか、承っております。

○日井政府委員 四月七日の衆議院社会労働委員会における港労働法案に対する附帯決議かと存じますが、各項目につきましては、附帯決議の御趣旨に沿ひまして、私どもも十分検討して努力をしてまいりたいと存じます。また、特に四項目の「本法の施行について労働関係者の意見が充分反映されるよう港労働調整審議会の組織構成について充分配慮すること。」につきましても、ただいま申し上げたような考えでひとつ善処をしてみたい、かように考えます。

○大出委員 五名ということについては、七名にということが他の委員会の議事録に残っておりまして、すからあえて申しませんが、ということを含めていまの御答弁を、経過を十分御尊重の上で実行に移していただく、そして港労働業、経営その他を含めての将来のいろいろな運営をやつてもらいたいと思ふわけでございます。

以上でございます。

○河本委員長 田口誠治君。

○田口(誠)委員 総理府設置法の一部を改正する法律案の中で抽象的に提案の説明の内容が書いてありますし、一応聞いておかなければならないと思ふ点がございますのでお聞きしたいと思ふますが、この第一の家庭生活問題審議会の設置でございます。この設置につきましては、「最近における社会の著しい近代化に伴い、健全な社会生活を営むために家庭のあり方が再確認されつつあるところでありまして、調和のとれた家庭生活のビジョンを策定し、これは結局ビジョンをつくるわけですね。だから、ここでビジョンをつ

くらなければならぬ」ということは、今日までのこの家庭を含めた教育問題についてはビジョンなしでやっておったということが、逆論として出てくるわけでありまして、そういう関係から、ちよつと内容的にここで御説明いただきたいと思ひます。

○日井政府委員 最近、近代的な生活というのが非常に進歩してまいりまして、したがって、その生活の単位としての家庭におきましても、これに沿つた、たとえば家庭における生活技術、生活設計、生活構造などについては、他の社会的の進歩にのつとつて合理化、効率化をはからざるを得ないという問題もございまして、それから、これに戦後家族制度といふものが非常に変化もしてまいりましてございまして、したがって、これに沿つた新しいビジョンといふものが、そういうものをもひとつこらで考えて、一つには、何といつても国民の家庭は一つのいいの場でもあるし、翌日さらにエネルギーを回復して再生産に当たるといふ意味においては、また産業の増産とか成長とか、そういうものに通ずる問題も含んでございまして、非常に重要でございまして、ひとつそれにあらゆる観点からいろいろ御審議をいただいで、新しいビジョンといふものが、家庭像といふますか、そういうものを御審議していただきたい、こういうことでございます。

○田口(誠)委員 人間尊重とか、人づくりとか、青少年の不良化防止の対策とか、いろいろ隘路がございまして、いま佐藤内閣で特に強調しております社会開発との関係は、これにこの内容は直接関連を持っていますものかどうか。

○日井政府委員 やはり広い意味においては、家庭を生活においても経済問題においても堅実化する、また人間関係においても堅実化する、こういう意味においては、やはり社会の重要な単位であります。したがって、広い意味においては当然社会開発の一環とも考えられる次第であります。

○田口(誠)委員 そこで、現在中央教育審議会といふものがございまして、これとの関連もあるように思ふのですが、その辺どうでございますか。

○日井政府委員 中央教育審議会は文部省の所管でございますけれども、やはり広い意味においては、教育はひとり学校教育ばかりじゃございせん、社会教育、家庭教育、こういう面も含んでおりますから、したがって、中央教育審議会等において、ある部分においては、家庭に關係のある問題も審議する場合があるかと存じます。しかし、中央教育審議会においては、何といつても中心は学校教育といふものがやはり中心になつていくように聞いております。

○田口(誠)委員 もちろんこれは文部省関係ではございまして、これとの関連もこの問題はあるわけですね。そこで、いま地方自治体のほうへ参りますと、この社会教育といふ面から成人学級、婦人学級、青年学級、また両親学級とか、いろいろそうした学級環境をよき、近代的な家庭づくりをするための学級があるわけでありまして、こういう学級があるわけでございますが、そこで新しく家庭生活問題の審議会を設けて、そうしてビジョンをつくらうとすれば、ただいま質問申し上げました中央教育審議会の関係もございまして、社会開発の問題もございまして、人間像の關係もあるわけなんです、そうしたことを一切を含めてこの審議会で審議されるということになります。審議したものはどう消化していくのです。この辺のところがちよつと受け取りにくいのです。

○日井政府委員 家庭生活の問題は、非常に幅の広い問題でございまして、いま御説のように、教育という面につきましても、文部省にも関係いたします。それから家庭生活という問題をとらえてみると厚生省、母子の衛生、保健、そういう問題になりますと厚生省、それから生活の問題につきましても通産省とか、経済企画庁とか、また農林省方面にも——ことに農村方面の家庭においては、農林省にも非常な關係を持つわけでございます。それから勤労者の問題、特に婦人勤労者、こ

ういうような問題になりますと労働省にも關係するということで、非常に幅が広いために、総理府でこの審議会を設ける一つの理由でございます。したがって、ここで得た結論につきましても、総理府は総合調整、企画、立案といふことが一番の役目でございますので、これらの得た結論を総合調整して、ばらばらにならないようにそれぞれの關係省庁においてひとつ行政をそれぞれうまくやつてもらおう、こういうことと考えております。

○田口(誠)委員 そうした各省にも関連がございまして、既設委員会、審議会との関連もあるわけですね。それから教育関係にも関連があるわけですね。こういうものをここに新しく家庭生活問題審議会といふものを設けて検討することになりますと、二年、まあ大體結論を出すまでに二年間が予定されているわけなんです、そこでいま申しましたようなものもその問題を一つ一つ取り上げてやるうとする場合には、相当幅広い層からメンバーを出して、そうして審議をしなければならぬのではないかと。そうしてもしこれが人数が少ないうような場合には、そういう点についてはこれは相当厳選を行なわなければならないのではないかと。もし構想がございまして、構想をここに出していただきたいと思ひます。

そこで、私は、特にこういう問題でメンバーの問題を問題にいたしておりますことは、既往のできています審議会のメンバー等目を向けてみますと、あの日教組が非常に反対をいたしました動向に大功績を立てた内藤君、これは今度参議院の全国区に立候補するとおっしゃつておられますが、これが入つておたり、そして天皇制賛成、それから労働組合廃止論者、松下幸之助さん、(「松下さんはりっぱな人だ」と呼ぶ者あり)こういう人が入つてゐる。それから能研テストの關係では森戸さん、教育委員任命制の木下さんとか、国民実践要綱問題の天野さんとか、こういうメンバーが審議会に入つておられるわけなんです、この中にはいま横から意見の出ましたような方があつてもし

れませんけれども、相当問題になっておることを推進しようとする人たちが、このメンバーの中に入っておられるわけです。したがって、今度できるところの家庭生活問題審議会には、これはこれから聞くのですけれども、メンバーの構想、そういうものがどの程度であるかということをお聞きして、私のほうからも意見的なことを申し上げて、そしてこの問題の質問を打ち切りたいと思うわけなんです、まず最初に構想をひとつ承りたい。

○日井政府委員 家庭生活問題審議会の構成とか委員にはどういふ人物を予定するのか、こういう御質問でございますが、審議会の委員は二十名という予定でございます。さらに専門委員を数名、また幹事若干名、こういう予定でございますが、委員につきましては、家庭生活の改良とか、いろいろそういうこともありますけれども、そういう家政学的な専門家という範囲にばかりとどめないで、さっきお話しのように、いまの日本の家庭にふさわしいビジョンを描いていただきたいというふうな、相当高いというか、そういうことも考えております。したがって、それにふさわしい識見を有する民間人をひとつ広く選定してお願いしたい、かように考えております。

○田口(誠)委員 これは、そういう慎重を期しておやりになるということなら信頼をいたしたいと思ひますが、それは、特に家庭生活問題等ではないが、非常に勉強も、その方面の近代的なビジョンを推進しておる日本婦人会議長の田中寿美子さんとか、こういうような関係の人に相当に入っている、ただかなければ、先ほど私も申しましたような、現在の憲法に違反をして天皇制には賛成するのだ、時代に逆行して、労働組合は認めないのだというふうな思想をお持ちになっておられる方や、動議の推進の功績を得たという内藤君とか、こういうふうな人で固めたような審議会というものは、せっかく国会の議を経てつくりましても、期待されるものは出てこないと思うのです。私は、

今日の近代的な家庭生活、あるいは望まれる人間像というものをなごめるときには、子供がおなかに宿れば、ほんとうに健康で出産できるように、母体保護から、生まれた赤ちゃんの栄養補給というふうなことから、そして働く婦人労働者のために保育園とか幼稚園、こういうようなものが整備され、しかもほんとうに現在の青少年の不良化を防止しようとしたしますれば、今日の社会環境では不満足であるということから不良化のほうへ入っていつておるといふのが実態である。そうすれば、今日のように義務教育であっても、私学へ通わせなければ義務教育の該当の生徒を消化することのできないような日本の教育の実態では、絶対に私は望まれるところの人間というふうなものをつくることはできないと思う。こういうことを一切含めて、こうした審議会で検討されるということになりますれば、いまの二十名ぐらいの委員の方々は、それぞれその方面のりっぱな権威者であつて、そして経験者である人を選ばなければならぬと思うので、こういう点からいって、私はただいままで質問を申し上げておるわけなんです。したがって、私の期待しておるそういうことであれば、おそらくそうした人選の方法が最もいい人選の方法であるかと思ひますので、そうしたことを最後に取りまわすつもりで、一言御答弁をいただいで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○日井政府委員 ただいま田口委員からいろいろ各段にわたつての御意見も十分伺いましたので、私も十分検討いたしまして、りっぱな審議会のできるように努力をしてまいりたい、かように考えます。

○田口(誠)委員 それでは、これで私は質問を終わりますが、ただいまの最後の答弁を了解することとは、こうした審議会を設置するときの人選等には、これは各党の意見もときには聞いていただいで、そしてそれを尊重していただくということを私は要望を申し上げて、この辺で質問を終わりたいと思ひます。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長 ただいま委員長の手元に八田貞義君、山内広君及び受田新吉君より本案に対する修正案が提出されております。

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「昭和四十年四月一日」を「公布の日」に改める。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。八田貞義君。

○八田委員 ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

案文は、お手元に配付いたしましたので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げます。

原案では、「昭和四十年四月一日」となっております施行期日につきましては、すでにその期日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては、原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。大出俊君。

○大出委員 先ほど質問が途中になっておりますので、だいたいどの時間関係で、内閣委員会の委員部の皆さんのほうも、ストライキだなどというところで帰りの乗りものがないということもありますから、なるべく要約をいたしますが、そういう意味でひとつうまくお答えをいただきたいと思います。

定員の問題、先ほどあつちえいつたりこちへいったりになりましたので、この辺でひとつそちら側から、休憩時間もございましたので、そのほうが早いと思ひますので、どういふふうになるかということをお説明を先にいただきたいと思います。

○鶴海政府委員 地方建設局の事務委議に伴います定員関係でございますが、先ほど御説明申し上げましたが、もう一度繰り返して御説明申し上げます。

します定数は、七百四名でございます。この七百四名につきましては、本省からの振りかえが百九名、それから地方建設局の企画室に在籍します者の定員二百二十九名でございます。そのほか、三百六十六名という定員を特別会計から振りかえいたしております。ただし、この振りかえは特別会計の欠員を振りかえておるといふ関係になっておりまして、合わせまして七百四名でございます。

この七百四名の割り振りでございますけれども、これは一応標準的な姿のものを考えまして、それぞれに課を幾つ設ける、あるいは係を幾つ設けるということで計算をいたしております。これに伴います定員の配属でございますが、一つは、監査官といたしまして、これは工事の適正な執行をいたします意味におきまして、二十四名を考え

ております。それから総務部でございますが、これは会計課でございます。補助事務等が移りますので、それに伴いまして二十四名を予定いたしております。それから計画部を設けることになっておりますが、計画部の部長といたしまして、八県でありますから八名。それから管理課、これは計画部の庶務課としての課でございますが、これが八十八名。計画課、これが七十二名、都市課九十六名、住宅課八十名、合わせまして計画部は三百四十四名を一応標準の姿としておる。それから河川部でございますが、これは災害検査官といたしまして十六名、河川管理課に二十八名、河川工事第二課、これは河川工事の補助事業を扱う課でございますが、百二十八名。次に、道路部でございますが、道路管理課に五十二名、道路工事第二課、これも道路の補助事業を扱うために新設する課でありますが、八十八名、合わせまして七百四名というものを予定いたしております。

○大出委員　そうしますと、先ほどの継続で、補助金関係、補助事業関係の方々は、もしかに今日のとおりに建設本省に残すということになりますと、その人員の予定されておりましたのは四百名というさつきのお話であります。そうすると、三百四名、いま申された補助事務その他に關

係のあるところは消えていく、ないしは減っていくというわけで、四百名は異動しない、こういうことになりますか。

○鶴海政府委員 先ほど御説明いたしましたように、七百四名のうち、補助関係の事務に直接従事いたします者、先ほど約四百名と申し上げましたが、四百十四名でございます。この四百十四名の職員の仕事は、補助金の配分もやっておりますし、それから補助金適正化法のいろいろな手続なり設計審査なり、そういうものもやってもらうという人間でございます。したがしまして、補助金の適正化法の関係の職員といたしましては、このうち約三分の二強になるのではないか。これは精査してみなければわかりませんが、そういうふうに見込んでおります。

○大出委員　ここにいろいろ私の、どうなるかというので建設省が出された資料によつて当たつていきました内容から、いろいろ仕事、業務の量その他聞きまして無理がある云々、いろいろ意見があるのでありますが、時間の関係がありますので、いまの点については、大臣のきのうの御答弁でいけば、補助金事務は全部地建へということなんでしょうが、どうもあえて固執いたさない、こういうお話もありますし、そうなりますと、その関係は本省に残るということに別途修正案なども回つてきておるようでありますから、そうすると、そういうことになるという前提ですから、これ以上くどくは申しません。

ところで次に、道路工事の責任施工ということについて何かその責任施工の基準というようなものの、これは前々からいろいろ考えられておりますけれども、そのところをひとつ承っておきたい。

○尾之内政府委員　道路工事の責任施工についてであります。最近工事の事業量がふえてまいりましたことと人員との関係で、責任施工という話が出ておりますが、まだ具体的に基準をもつてというふうに実施するということまでいっておりません。目下研究中であると申し上げる段階でいいと思います。

○受田委員 関連して。時間の関係で私、大出委員が質問された定員関係にちょっと触れてお尋ねしておきたいと思います。

どうも私、今度の建設省設置法の改正案について納得のいかない点があるのですけれども、これは法律案説明資料の中に、定員のところでこう書いてあるわけです。それは「昭和四十年度における建設省の定員は、外務省定員に計上されるアタフシの振替減一人を除き、」その次に、「建設行政の円滑な遂行を図るために増員が必要と認められるもの、すべて建設省内の配置転換によりこれを賄ふこととし、」こういうことがあるわけですが、これも、これは建設行政の円滑な遂行をはかるために増員が必要と認められるものを配置転換で補いをつけるということになりますと、増員部分

はみんながまんして、配置転換等で執務してもらうんだという印象を受ける文章と読むのでございますが、これはいかがでしょう。

○鶴海政府委員 この資料の表現でございますが、これはことばが足りない点があるかと思えます。ある部門におきましては定員が必要であるという場合に、他の部門におきまして欠員等があるります場合に、これを振りかえて使用するという趣旨でございまして、表現にことばの足りない点がありますことは、ここでおわびいたしておきます。

○受田委員　そうすると、これは表現のまずさからきている。この文章をこのまま読むと、いま私が指摘したような印象を受けるわけです。これは文章の書き方が悪いとおっしゃれば、それで一応済みますとしまして、もう一つ、定員に關係してお尋ねしておきたいのですけれども、今度の定員の關係の改正案を見ますと、治水、道路のそれぞれの特別会計から減員したものを、これを地方建設局に切りかえておる。こういうかっこうになっておるわけです。これの切りかえをするときに、行(一)から行(二)にどれくらい転移をするのか。現在行(一)と行(二)はどれくらいの人員の比率が出されておるのか。この点をお聞きしたいと思います。

○鶴海政府委員 特別会計からの振りかえでござ
います。これは行(一)職員から全員行(一)に切りか
えております。

なお行(白)の職員がどの程度の比率でおるかというお尋ねでございますが、建設省の全職員は約三万五千名の定員になっておりますが、そのうち、行(白)職員の現在数は約一万二千を若干欠けたところでございます。

○受田委員 その中で、特別会計に行仁がどれくらい属しておりますか。

○鶴海政府委員 行(職員は主として現場の直轄工事に従事しておりますので、ほとんどが特別会計に属しております)。

○受田委員 そこで、問題は行(一)と行(二)の性格ですけれども、単純労務というようなことで簡単に
行(一)を片づけてもらうてはまた問題があるし、大半
が行(二)というもののが現場にはほとんどなくて、大半
が行(一)であるというような制度そのものにも問題
がある。これはやはり、われわれがかねてから主張
している行(一)制を廃止して行(一)一本にまとめる
という方向へ、建設省などが率先してこれを実施す
るに移さしていくべきじゃないかと思うのです。単
なる単純労務じゃないですからね。この点ははっきり
きりしていただかないと、今度転移することを考
えても、行(一)が行(一)へほとんど転移するとおっし
るのであるから、そうすると、行(一)も行(二)もほとん
ど区別がないことになる。実態が区別がない形で
転移しているのですから、行(一)制度を廃止される
方向へ建設省は努力される御意思があるかどうか。
か。

○鶴海政府委員 先ほど申し上げました行(三)から行(一)への振りかえと申しますのは、これは人の振りかえではなくて、定員の振りかえでございまして、したがいまして、定員を振りかえた場合に欠員がございますれば、人は振りかわらないということに相なります。しかしながら、このほかに、仕事の性質の変化から、毎年行(二)職員、これは人でございませけれども、行(三)職員を行(一)職員に切りかえております。ことしも三百人程度行(三)職員を

行(付)職員に職種転換をやりまして、工事の監督等の仕事に当たっていただくというふうにご考えております。

○受田委員 結局、いま御説明のとおり、もちろん定員の振りかえということになっておられるけれども、三百名というものはやはり人が振りかえられおるわけですね。その点は、定員の振りかえであると同時に、人の振りかえです。その点で、かつこうは定員の振りかえ、中身は人がそのままだわって行くというものが大勢を占めておる。したがって、監督業務などということに振りかえられて行(付)になって行く。そういうときに、行(付)のときと行(付)のときは、どこが違うかということ、その同じ人間が監督という立場に立つような場合に、仕事が一変するに変わるといふような筋合いであれば、その変わったことによつて非常に過重負担を感じるようになる、本人自身が苦痛を感じるというふうなことになるから、その苦痛をなくしてすなおに移行できるように、行(付)と行(付)の制度というものを一本化して行(付)にまとめ行くという方向をおとりになることが、賢明だと思ひます。これはひとつ十分検討していただく、この点は大臣から御答弁を願ひたい問題であります。特に建設行政の定員というものは、あの定員法の大改正以来、常勤職員を大量に定員の中に入れたわけですから、建設省が一番多かった。その歴史を見ても、これから先の建設行政で、やはり定員の問題は非常に重要なことになると。そこで、この行(付)に移した職員、これは行(付)のときの仕事が非常に楽であつて、今度は非常にむずかしいという意味で、本人自身は苦痛を感じていられると思うが、建設省としては、苦痛のない形で、どういう方法で行(付)に移しておるか。

それから直営工事が請負にされているのが相当出てきておるが、請負にされると、仕事はだんだん減つてきて、定員はどやうな減りかというふうな考え方が、建設省に出る心配はないか。だから、定員の中にある職員が、仕事の量の上で非常に不安を感じる危険はないか。首切りとかある

いは強制配置転換、こういう事態が起こりやしないかという懸念も起こつてくると思ひます。ここをひとつ、そういう懸念は絶対にない、首切りあるいは強制配置転換、労働の全然心得のないところへ無理やり押し込められて、仕事の上の苦痛、そういうものをなくするというのが自信があるかないかということ、もう一つ、直営工事というもののうち請負ということをやられることは、いいことか悪いことか、問題があると思ひます。やはり建設省がみずから乗り出していかぬと、いいかげんな請負業者がいかげんな工事をやる。建設省の監督の立場に立つ人がそこに乗り出してみても、自分が直営でやつたときのように、なかなか思うようにいきません。そこで、いいかげんな検査などするから、あとから工事がずさんになって批判を受けるということになるから、建設省としては、なるべく請負制度というものはやめて、直営工事を中心に進めていくという御努力をされる必要はないか。いま申し上げた点をごく簡単に御答弁願ひたい。

○鶴海政府委員 まず第一の点でございますが、行(付)職員を行(付)職員に振りかえる場合に円滑にいくようにどういう配慮をしておるかという御質問は、だろつと思ひますが、これにつきましては、行(付)職員を行(付)職員に切りかえます場合、まず第一に本人の希望によつてやっております。強制的に、いやがるものを無理に行(付)に振りかえるということとはいたしていません。それから候補者につきましても、従来から現場の仕事になれて、直ちに監督の仕事、監督の補助の仕事に、従事できる方もないわけではございませんけれども、しかし、一般には、従来やつておつた仕事と違つた仕事になりますから、それにつきましても、その研修を各地方建設局において行ないまして、新しい業務に習熟し得るような基礎をつくつてから切りかえを行なつております。

以上が第一点についてのお答えであります。それから第二点につきましてお答え申し上げますが、従来直営事業でやつておりました建設省の

直轄事業が、次第に請負事業に切りかわつていっておるといふ御指摘でございますが、これはそのとおりでございます。本年度におきましては、直営事業はおそらく全事業の三〇程度になるものと見込んでおりますが、この直営事業が請負事業に切りかわつていくことのために、従来主として直営事業に従事しておりました行(付)職員の職場が次第に減つてくるんじゃないかという御心配があるうかと思ひます。建設省が現在におきまして試算いたしてるところによりますと、昭和四十三年——これは道路五カ年計画の最終年度でございますけれども、昭和四十三年には、昨日もお話し申し上げたのでございますが、道路の直轄管理区間が昭和三十三年には約五千七百キロメートルでございますが、昭和四十三年には約一万二千キロメートルにふえる。また河川の直轄区間につきましても、相当にふえていくという見通しでございます。この直轄区間の維持管理、これには相当の行(付)職員が必要なのでございます。そういう状態におきます行(付)職員の必要数というものを試算いたしてみますと——これは試算でございますけれども、約九千五百名の行(付)職員が昭和四十三年度において要るだらう……。

○河本委員長 鶴海君、簡潔に願ひます。○鶴海政府委員 現在一万二千名程度ありますが、そのうち千五百人は行(付)から行(付)に転換し得るものというふうにご考えておられて、また四十三年度までには約九百名程度自然に減少していくというふうにご予想されますので、四十三年度におきます状況におきましては、バランスがとれるというふうにご考えております。

○受田委員 関連です。これでご質問をやめますが、いまのことは実際問題としてはなかなかむずかしい問題が起ると思ひます。建設省は大幅定員化をはかつて以来の建設行政に対する見通しがある壁に來ておることを実はお憶りになつておると思ひます。こういう点で、定員問題というものは非常に困難な問題が起つてくると私は思ふから、行(付)に全部転換して片づけてしまえば

これは一ぺんに片づく問題ですから、大臣、その方法を御検討願ひたい。

それからもう一つ。建設大臣、この間申し上げたとおり、建設省みずから、政府みずから、関係みずからが清貧に甘んじて、庶民の福祉のための住宅建築その他にしっかりと力を入れて、あの特別広い地域で豪華な家を持つことを遠慮して、責任者がみずから遠慮する。仁徳天皇がかつて、民のかまどから煙の立たなかつたのを見て、みずから三年間民の富むのを待つて、その結果民のかまどから煙のどんだんのぼるのを見ては民富めり、こう言われたことがある。民の富めることは民富めりという気持ち、大臣持つておられるかどうか。関係みずからが範を示して、庶民の福祉を考へて、よく清貧に甘んずる、指導者が清貧に甘んずるといふ道義的責任を閣僚がお持ちになつてということをお求め申し上げますが、御所見を伺つて御質問を終ります。

○小山国務大臣 私生活について清貧を旨としようということは、私もかねがねそういう趣旨でおります。人のことまで申し上げるわけにはいきませんから、私自身のことを申し上げますと、平生からそのつもりでやつておるわけでありました。それから、いまの行(付)を行(付)という問題は、給与法の問題等があるからむづかしいのでありますから、これは御趣旨に沿つた方向でひとつ検討を加えさせていただきますと思ひます。

○大出委員 いま出た問題は、きのう受田先生から御質問が出たと思ひますけれども、せつぱく出た問題ですから、私は繰り返して申し上げますが、電電公社が電通合理化と称する、機械化と称するものに踏み切つていふんになります。このときにいふん定員関係の問題で、自動化するのであるから仕事はなくなつた。そういう問題があるにもかかわらず、いろいろな協約を公社側から積極的に出してこられて、いふん長い時間をかけて、結果的には個々の働いていられる方に実害の及ばないようになつていくことで、詰めて詰めて詰めて何としか処理をし

て今日に至っているわけです。そのために、金の面についても政府にこわ談判をして、相当な資金を用意してやっているとあります。だから、前国会でも問題になったように、駐留軍労働者の方々の米軍の戦略変更に基づく大量解雇が出た場合でも、補給金法という法案をめぐって、ふやすというところである。与党の皆さんにも御配慮を賜わっているのですが、このときにも例が出たのですけれども、電電公社の補給金額と比べると、それでも十分の一、二十分の一以下という、言い換えれば十倍、二十倍です。このくらいにしなければ、実際問題として大きな機構改革というものは実現できない。ところが、いま計画されている内容を見ると、そういうことではない状態があるわけですね。さっき幾つもの例をあげましたように、何もかも箱の中でやろうということは無理をされるもので、さっき私が申しましたようなことが至るところに起こる。これでは、私の経験からすれば、少しむちゃくちゃです。だから、私は念のために、さっき申しましたが、これはきのうもやったのですけれども、やはり働いている方々に寄り得ることで、これだけの改革をかりにやり得ても将来うまくいきませんから、そこらのところはくれぐれも大臣の今日の政治力を生かしていただく、最大限の努力をつき込んでおいていただくということをお願いしておきたいところでです。

続けますが、先ほどのお話では、何か遠いようなお話をされているようですが、これは、さっきいふ前からの研究をされているところですが、いまのようなおさなりの答弁をいただく、そう長くやらぬつもりでいたのですが、ものを言わざるを得ないのです。一九六三年十二月の「道路」に、これに座長岸文雄さんということで、道路工事の責任施行についての座談会報告が載っております。さっきいふ前からの話です。この中でこれだけたくさん載っているのではありませんか、解せないことだらけです。内容を読んでみると、業者の方々と相談をしながら無理やりここに持っ

いくというふうに見える。技術者の方にも、私は意見を聞いてみたのですよ。建設省に現におられる方々にいふ批判がある。極端な方は、いまに地建ができたらどうなるかという想定をして、五メートルの堤防を築かなければいけないものを三メートルにして、長さだけふやしておいて、たくさん工事請負人をつくって、それにやらせようという意見を吐く方もあるのですよ。これは今度の地建強化という形の中に、そういう危惧が技術屋さんから見ると出てくる。これは出発点で、前大臣河野さんの時代からなのでありますけれども、河野構想といわれたときに、技術畑の方々とそうでない方々との間に争いがあつた。これがいまだに尾を引いているわけです。そういうことで、最終的に違ひ地建の所長さんよりも、むしろ管理部長などという、当時計画管理部長などという草案ができておつたのですが、そういう方々に権限がいつて、業者とそういう関係がきつ上がる。その中で、さあ最後には選挙とからんで票の計算まで末端では握ることになったのでは、えらいことになるという反論まで実は出てきているのです。だから、私は、そういう心配が、責任施工という問題の中にはどうしてもぬぐい切れない。例をあげて申し上げます。御答弁を承りたい。

この内容からいいますと、工事量を現在よりも少し大きくしてくれ。これは業者の意見。その次には、仕様書に手段、メソッド、方法ですよ、あまり書かないようにしてくれ。それから施工機械の種類、その機械の組み合わせ、品質、管理の方法、頻度、そういうものは工事規模に応じたものであつてほしい。それから業者のほうの企業努力の問題が、ある述べられていくわけです。こうなると、これは業者と相談をいろいろされて、どうも業者のほうの方々が望む方向にと、こう動いておるのに見える。発注者側、つまり建設省側、地建の側ですね。こちらのほうの側からは、つまり責任施工の実施にあつては、設計や施工の仕様書を合理的にするために、発注者側は受

注者側の意見をよく聞いて話し合つて、仕様書の中に何々してはならないというようなこと、あるいは係員の指揮、監督に従うべしというようなこと、こういう条項が非常にあり過ぎる。そういうものを減少することによつてもだいいふよくなるという点まで話し合つたのであります、という。これじや一体建設省というのとはどこへ行くんだということになる。こういうふうになつてくると印刷して書いてある。そこまで業者の意見を聞いた結果、最後に何を言つていくかというところ、さすがにその結論をずばり出すことはばかから、まあまとまつたところという結論——結論という意味ではなくて、結論という意味は、まあ結論らしきものと書いてあるのですけれども、三つの結論、何かといふと、「そのうちの一つは、舗装工事の責任施工の必要性を認める」ということ、それからもう一つは、建設省が中心となつてモデルケースを実行していただく、これは実行しておられますよ、皆さんは。「その実施の結果によつて設計上の問題、仕様書の問題あるいは検査の問題、そういうものを逐次解決していただく」といふ。それから三番目は建設省以外の都道府県などの問題ですが、そういうところにおきましては現行の設計なりあるいは仕様書なり検査なりあるいは工事の契約というふうなことに改正できる点は、以上さつき申し上げたような意見に基づいて責任施工に近づけるという方向に逐次改正していくように、「こういう三つの事項が結論らしきものとして得られたのであります。以上で報告を終わります。」こうなつてくると、建設省側の、私が危惧するようなことについてのチェックをしていくところは何かない。まさにこうなると、私は地方の請負をする業者の側の方々の言いなりになつてきた報告書というふうにししか受け取れない、これを見る。そこで、いまの話は、責任施工ということを言われるのだけれども、これはオリビック道路をながめてみたつて、検査の手抜きだらけなんです。こちらにもたくさん資料はあります

けれども、五輪道路の、例の三宅坂のインターチェンジの問題だつて、あとで調べてみると、みな検査の手抜きです。ここにもちゃんと資料があります。そういうことになつてくると、公共事業が業者の方々の食いものにされていくということでは、国民は納得しない。にもかかわらず、責任施工体制はどんどん進んでいる。先ほどの御答弁を私はもう一ぺん再答弁をしていただいて、もし同じならもう少しいたしましょう。

○尾之内政府委員　ただいまの座談会の内容でございますが、これは主としてアスファルトの舗装についてであらうと思つて、アスファルトの舗装は、技術的にかなりむずかしい点がございます。実は、従来外国の仕様書というものを中心にしまして一つの基準で指導してまいつたのでございますけれども、なかなか現在やっております業者の持つております施工能力、あるいは使用機械、あるいはそれを実施する人の素質、そういうものからして十分それを実施するだけの能力がない、そういう点をいろいろ検討いたしまして、やや従来考へておりました、特にアスファルト舗装の基準については、基準そのものを検討しなければならぬ、こういう問題があつたわけでありまして、そこで座談会で行なわれましたものは、たぶんそういうことを中心にした業界側の、なかなかその基準では実施できないという実情であり、また、それを発注しました起業者側におきまして、そういう点をやや認めてきた段階でございます。したがしまして、その結果、最近アスファルトの施工基準については、少し方針を変えたようなきき、段階になつております。そういうようなことが中心にして議論されておりました、責任施工ということにつきましては、すべてそういうものが、やれと言つたところ、できるものでなければ責任施工といつてもできませんので、そういうような基準をはつきりさせる、それが実施できるという業界体制というものができなければ、幾ら責任施工に近づけるといふても、私はむずかしいと思つた。そういうようなことで、主としてアスファ

ルトの問題についてたゞ御質問はなされてお
りますが、そのほかの道路工事につきましても、
責任施工につきましても、とかくいろいろ問題点
がございいます。そういうようなことでそういう議
論はございいます、まだそこで踏み切っておら
ない、こういう段階でございいます。

○大出委員 いままたお話が出たから申し上げま
すが、このアスファルトのやつを、あなたは技術関
係の御出身だと思ひますので、そこで承りた
いのですが、コアという、つまり三点なら三点、五
百平方メートルについてとりますね。それで平均
値を出していきますね。それで、これはいろいろ
なやり方が、調べてみるとございいます。そこで、た
とば厚さについて二十三センチなら三センチとい
う厚さの一つの基準があるとしたした場合に、
五ミリから三十ミリのときは、一定の計算式に基
づいて罰金をとり合格とする、で上がった場合に
は、三十ミリ以上、つまり三センチ以上の場合に
不合格で打ち直す。こういうふうな形のものが出
てきていますね。いま検討する、こうおっしゃる
のだが、例をあげれば、三センチ以内は罰金で済
むことになりまね、この基準からいいますと。
そうですね。さて三センチをこえた場合も、指名
業者からはずすとは書いてない。そうすると、打
ち直せば済むわけですね。そうですね。そうなる
と、わからなければそれで済んでしまふ。まかり聞
違つてわかつたところで、たいしたことはいない。そ
うなりますと、まず二十三センチのコンクリート
一平方メートルが、三千何百円から四千何百円
とする。それを試算すると、一割と見て三、
四百円という金が浮く。幅十メートル、延長三十キ
ロの舗装工事をした場合に、三万平方メートルが
浮いてくる。そうすると、九百万から千二百万円
ももつてしまふ。こういう結果です。千二百
万円もかかるのだということになれば、これは責
任施工であり、でき上がり監査であるとした場合
に、その衝に当たる方々と連絡さえついでおれ
ば、極端なことを言うだけども、われわれ

がいま推測するところ、千何百万かもうかるのだ
から、こういう問題が出てくるのではないか。私
が午前中に申し上げましたように、これだけ業者
の方々といろいろな形のつき合いがあり過ぎる。
さらに、先ほど稲村さんでしたかも知つておられ
ましたけれども、そういうふうな形のこと、が現に
行なわれているし、行なわれつつある。そうだと
すると、もし、責任施工体制に近づいたとした場
合に、こういうことがもし起こつたら、責任はど
うなさいますか。今回の改革等に伴つて、現行の
定員のワタの中で操作をせられるとおっしゃつた、
ふやさないのですから。そうすると、どうしても
監督云々というの不行き届きにならざるを得な
い。なぜならば、補助金業務まで含めて地建に全
部権限を移譲してしまふ。地建の仕事は、私は、
しろうとなりに行つて聞いてみた、そうすると、
とてもじゃないけれどもやれない。そうすると、
手が回らないにきまつておる。きまつておるなら
ば、責任施工体制にかざるを得ない。あるいは
逆にいえば、そこに持つていこうという考え方が
当初からあるからこそ、一九六三年「道路」の十
二月号から、ずいぶんこれは思ひ切つた書き方で
す、それが今日まで続いておる、進んでおる。そ
うなつてくると、これは、私は、そういうことをもし
計画的に考えにやつていた方々があるのだとす
れば、たいへんなこと、ここまで勤めらざるを得な
い。だから、さつき申しましたように、建設省の
技術畑の方に何人か意見を聞いてみた。聞いてみ
たが、今日までくれば黙つておるけれども、当初
この計画が出てきたときに、相当な反論があつた
はずだ。そういうことになりまふと、責任施工
への移行という道筋をたどつていくことだけは間
違ひないから、この時点で私は大臣の御見解をい
ただいておきたい。

○小山国務大臣 責任施工というものの内容を私
は知りませんので、もう一度道路局長から御説明
いたします。
○尾之内政府委員 先ほど来のお話は、主として
アスファルト舗装の問題でございいますので、これ

は実は業者と特にこれについていろいろ研究し
ておるといふことは、アスファルトについての
経験といふことは、官庁の建設省側もそうでござ
いいます、どちらかといふと業者のほうが経験
が多いのでございいます。したがひまして、これは
業者という意味ではなくて、アスファルト施工の
専門家という意味におきましていろいろ打ち合わ
せをし、一つの基準をつくることに努力をしてお
るわけでありまふ。したがひまして、業者と建設
省がどうこうというお話でございいますが、これは
むしろ純粋に技術の問題としてお互いに試験をす
るもの、実施をするものという立場で打ち合わせ
をしていく、この点をひとつ御了解をいただきた
いと思ひます。

それから責任施工への移行という問題でござい
ますが、この問題につきましても、座談会の記事
については私は責任を持ちませんが、そういうよ
うな議論がなされたのは、たゞいま申しました
と同じような意味におきまして、つまりアスファ
ルトの専門家としての諸君のそういう希望であ
る、こういうふうな考えでございいます。政府側とい
は、たゞいま御指摘ございましたように、各種の
問題がございいます。私は、その簡単に移行でき
るとは考えておりません。それらのことを十分検
討した上で移行すべきなら移行すべきである、か
ように考えておりますので、まだそういう結論が
出ておりませんから、先ほど申し上げましたよう
な御答弁を申し上げてございいます。
○大出委員 そういう御答弁だから、なおのこと
困るわけですね。私も皆さんがおられるので、い
かげんで片をつけようと思つて尋ねたのですが、
そういう責任施工などというふうなことは、これ
は前大臣の河野さんもこのことはいいのだと言
つて説明してゐるのです。いまの請負業者とい
うのは、戦前と違つて機械も技術も進歩してきて
いていけるようになった。だから、直轄工事をやる
必要はなくなつたのだ、こういう説明をるして

いるわけですね。いま局長がそう言つてみたつて、
前大臣があれだけの説明されて、責任施工の方
向にいくのだと言つてゐるのだから、これは何も
アスファルトに限らず、いまの一点をとらえてみ
ても、まだ結論が出ていないといふことのま
ま、設置法だけは通りました、通つたあとでどう
なるかといへば、結論が出るにきまつてゐる。そ
うすると、いまの段階からはつきりしておかない
といふのは、いま皆さんが考えてゐる考え方
は、今回の機構改革を行なつて、そこから先直轄
工事はやめようというのでしよう。地建というの
は、明治以来の内務省の土木局ではなくて、行政官
庁なんだから、そうすると、当然そういう面で責
任施工という形のものでいふと出てくる。そう
いうことになると、結局これは将来、業者との間
において何となくどうも手抜き云々という形のも
のが出てくる、つまりいろいろなくされ縁がふえて
きやせぬかという気がしてしかたがない。だから
これらの問題について、私は今回のものの考え
方の根本にどうも少し触れるような気がするので、
大臣の答弁をいたしたいと申し上げたので
す。

○小山国務大臣 直轄事業という意味をどうい
ふにおつしやるか知りませんが、直轄事業をや
めるわけじゃありませんで、新しく本省の事務を
移すわけでございます。おそろくおっしゃるの
は、直轄をだんだんやめていくのかというふうな御
質問だらうと思ひますが、これは時代の趨勢からい
いますと、また現在の一般民間業者の技術の水
準からいいますと、あるいは財政の効用の面か
らいいますと、これはやはりだんだんと請負で
もつてやつていくのが時代の趨勢だと私も思ひま
す。しかし、それをいかにして監督し、どうして
よい結果を得られるか、この点が大出さんの一番
の心配の点だらうと思ひますが、その点は、今度
の設置法の改正で地建に委譲されたかどうかとい
うことと、なほ、やはりこれは質の問題、人間
の問題にのつてゐないか、こう私は理解するわ
けであります。

○大出委員 この頃の使い方がちよつとまずかつたようです。訂正しますが、つまり今回の地建強化というものの考え方の中で、権限が移るといふことは何を意味するかということになると、だからその明治以来の大改革だというわけなんです。地方の権限が強まってそこで処理できるというところは、逆の意味でいえば、地方の業者との間における専決事項であれ、委任事項であれ、権限がそこで明らかになっているわけです。いま申し上げておるのは、機構としてそうなる、その中で権力をふるう方が出てくれば、業者との関係云々ということになってきて、いまの道路工事その他におけるそういう不正に類するような問題が、私どもの見方からすると、よけいふえてきやせぬかという気がする。こういうふうなものを一々処理をして、その上でなければどうもつかつてこの改革には乗れないという一面です。

○小山國務大臣 私の理解では、業者関係というのは本省にはないわけなんです。その本省にないものが設置法の改正によって地建に行くはずはない、こう思うわけです。問題は設計とか——本省で必ずしもやらなくても、地方の建設局、地方自治体その他からいへば、すぐ手ごろなところにある場所について、そうして地方の実情に即してよく知っておる地建の職員とそこで処理をすることが、国民のためになるのだ、こういう考え方でいっておるのであります。業者関係というものは、本省自体にないものが、今度の設置法の改正によって地方に行くはずはない、私は理解するわけです。

○大出委員 いまの大臣の言われることは、私もその意味ではわかりますが、ただ問題は、責任施工というところが出てくる久しくなっていますが、こういう形に結局移行するのだらうと思ひますけれども、まだ結論を出さない、もう少し方式を考えると書かれるから、そうなる、そのところは、いま道路局長の言われていることは、責任施工体制にいくというのですか、いかなというのですか、

か、まずそこからお聞きをいたしましょう。
○尾之内政府委員 私自身は、責任施工に持つていくにはまだ早いと考えております。これは建設省にも道路工事のたぐいさでございまして、建設省の全体の問題として検討すべきであつて、道路局だけで移行するという問題でもないと思つております。まず責任施工させられる資格のある信用できる業者といふものがどれだけあるかということも、たいへんむづかしい問題だと思ひます。側度としては、考え方としてはわかりませんが、これも、現実問題としてはいろいろ問題があるということ、これは個人的な意見になりますが、私自身は非常にむづかしい問題ではなからうか、こういうふうな考へておる次第であります。

○大出委員 そうすると、いま責任施工でない形はどうなつておられますか。
○尾之内政府委員 現在やつておられますのは、直轄工事でございます。地建の職員が現場で監督する、こういう形でございます。さらに責任施工に持つていかないで、この形を事業量がふえたために合理化するということになりますと、監督業務をコンサルタントに委託する方法が、一つあるかと思ひます。しかし、これとても現在そういうふうな監督業務を責任を持つて実施できるコンサルタントがあるかどうかということになりますと、やはりこれも相当慎重に調べなければならぬと思ひます。できれば私はそのほうがいいと思ひます。で、これは別に結論を出してありませんが、改善の形としてはそういう形があり得るのではなからうか、こういうふうな考へております。

○大出委員 だから、ちよつとひつかかるのですが、事を分けてしゃべつたほうがいいと思ひますが、いまの御答弁は、直轄工事であれば、地建の方々が現場に行つて直接監督されるわけですね。それから直轄工事でない場合は、責任施工はまだ早いという立場で、いふ方法というのは、コンサルタントか何か見つけて、そういうところにや

らせればという、改善の策ですか、そういうのがいまの御答弁だったんじゃないですか。そうですね。そのところをもう一べん言つてみてくれませんか、心配ですから。
○尾之内政府委員 私、申し上げているのは、いづれも直轄工事のやり方として申し上げておるのです。ですから、直轄工事には変わりございません。ただ、その監督業務をだれがやるかということでございます。これは地建でやるかというたてまえてやつておるわけでありまして、それ以外の方法でやるやり方もあると思ひます。例をあげましたような方法があると思ひますが、それについて、それぞれいろいろ問題がございますので、慎重に考えるべきである、かように判断しております。

○大出委員 いま言われる直轄工事というのは、将来に向かつてはどうなつていきますか。
○尾之内政府委員 地建がやります直轄工事は、将来もあると思ひます。また、地建職員も、非常に有能なる職員がたくさんおりますし、この技術を保存するためにも必要だと思ひます。また、道路工事について申し上げますと、一級国道の二次改修工事というものは、どんどん出てくる。それから二級国道もだんだん直轄化してくるということ、今後相当直轄工事というものは続くだらうと思ひます。

○大出委員 そうすると、ふえる趨勢にある、こう理解していいのですか。
○尾之内政府委員 仕事としては十分ある、事業量としては非常にふえるということは、言つてよろしいと思ひます。
○大出委員 そうすると、念を押しておきますが、このいまおつしやられてゐる責任施工というのは、こうだといふPRめいて書かれておりますが、結局いまの段階ではそこまではいかない、そういう考へですか。
○尾之内政府委員 私は、道路工事だけの説明で申し上げておるのですが、建設省全体としてどうするかは、慎重に考えるべき問題だと思つており

ます。
○大出委員 それでは、建設省全体の立場で、大臣、どういふことになりますか。
○小山國務大臣 いままで聞いておりました範囲内で私が判断したところでは、まだその時期でない、こういう判断です。
○大出委員 まだその時期ではないと言ふのです。建設省全体としては、道路はともかくとして、そういう方向に動いていふことなんですか。それとも——そのところをもうちよつとはつきりしていただませんか、気になるものですから。
○小山國務大臣 私もしろとよくわかりませんが、要するにいま話を聞いておると、そういう責任施工というふうな基準も、あるいはそれに対する業者といふことも、そういうことができる人も、いまいないじゃないかという話に聞こえますから、おそらく建設省の仕事全部をそういうふうなものに切りかえる時代というものは、なかなか簡単にこないという判断で申し上げておるわけです。

○大出委員 これは私の頭の回転が悪いのかもしれないけれども、もう一べん念を押しておきます。いいですか、責任施工ということになると、預けるわけでしょう、まかしちゃうのでしょう。そうすると、その場合、とにかく上がるわけだ。そうすると、道路でいへばコア何かを取つてきて検査するというあれがありますね。どういふ検査方式にして、いつの場合でも建設省が検査するわけでしょう。ただ、責任施工で預けるのだから、中間に検査していくことはなくなるんだですね。そのところはどうかですか、つまり監督のしかたです。
○尾之内政府委員 責任施工をいたしますにつきましても、やはりそういう各種の基準が要ると思ひます。たとえば中間検査とか、あるいは途中の材料の配合の試験とか、あるいは最終の検査、十分そういう方法を基準的にきめてからでないといけないと思ひます。それが一つのむづかしい点

であろうと思います。

○大出委員 そうなりますと、いま直轄でおやりになつてゐる場合は、結局地建の方々が出かけて

いって直接監督してやつてゐるというわけか。さうすると、責任施工の場合と明らかに違

いがあるわけですね。さう理解していいですか。

○尾之内政府委員 監督形態が變つてまいりま

す。

○大出委員 そうなると、つまり建設省の側が監

督をする場所というものは、責任施工の場合に

は、極端に少なくなつてゐるということになりま

せんか。

○尾之内政府委員 監督する場所という意味がよ

くわかりませんけれども、毎日歩いて見るわけ

じゃございませぬから、監督といふものは、試験

といふものです。検査に出る回数といふものは、少

なくなることは明らかでございます。

○大出委員 極端な例をいへば、その場合はでき

上がり検査試験、でき上がり受けて取りま

せんか。

○尾之内政府委員 ものによつては、そういう場

合もあるかと思ひます。

○大出委員 ということになる、さういふ面

で、つまりたとへていへば、三年度末で工事が

延長した場合に、これはたしか罰金を取ることに

なつてゐるわけけれども、帳簿の上では仕事が終わ

つたことになつてゐるが、仕事をやつてお

つた、つまり、この地建の職員の方に聞いてみる

と、年々度から出ると何がしかの金を取られると

いうから帳簿の上で合せて終つたことにし

ておけ、さういふことを言ふ人がゐるわけですね。

さういふことが言ふ人、実際聞いてみる

と、私はよくはないと思ひます。さうなると、で

き上がり監督方式のものを考へ方が出てくる

と、そのところで何が起るかかわからぬといふ心

配がある。だから、私はさういふやり方をして

たい根本は、先ほど来いふ申上げましたが、

いろいろなことがいま各方面で起つてゐると私は

考へてゐる。このところについて、私はこれ以

上時間の関係で申し上げませんけれども、ひとつ

これは大臣に御答弁を承つておきたいのです。け

さほど来ゐる申上げたのですが、たとへば

例をあげますと、久留米の機械事務所の長

さんですか、先ほど申しました会計検査院に文書

を出した云々という古家さんという方がゐる。この

人はもう要らないから配置転換だ。そこで今度は、

これはもとより期日オーバーしてゐるのに、金を

取るべきではない、もみ消せと所長自体が言つて

ゐるんだから。さうでしよう。さうしてそれが今

度はそんなことで配置転換させられるのは気の毒

だといふので、署名を集めた。署名簿が

あります。さういふことじや困るからここに

残しておいてくれといふ署名を集めた。集めたが、今度何を

やつたかといふと、所長は一人一人所長室に呼

びつけてゐるわけですよ。取り消せと言つて。取り

消させられてゐる人間が、現実にはい

る。このことの発端といふのは、私が心配していま

ゐる質問してゐるのだが、つまり一番の接点は

業者ですよ。契約はいつからいつまでといふこと

で機械を貸した。その契約月日が終つても返

つてこない。なお長期に使つた。使つたんだから、

その分は金を取らなければならぬといふので、あ

れをこしらへた。さうしたら、どこでもやつて

ゐることだから、そんなことを言つて言つたとい

ふことでは、さういふことまで所長さんみ

ずからやるのは、私は、その権限が強化されて

いく、行政官庁になつていくのであつて、片一

方では責任施工方式なんといふものがあつて、

さういふことになつてくると、その接点といふもの

は、さういふことになつてくると、さういふこと

になつてくると、さういふことになつてくると、

さういふことになつてくると、さういふことにな

つてくると、さういふことになつてくると、さう

いふことになつてくると、さういふことになつて

くると、さういふことになつてくると、さういふ

ことになつてくると、さういふことになつてく

ると、さういふことになつてくると、さういふこ

とになつてくると、さういふことになつてくると

で

どう

いふ

こと

にな

つて

く

ると

、さ

うい

ふこ

とに

な

つて

く

ると

、さ

うい

ふこ

昭和四十年五月七日印刷

昭和四十年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局